

原著

# 日本赤十字社の災害救護関連規則の歴史

川原由佳里<sup>1)</sup>吉川 龍子<sup>2)</sup>川島みどり<sup>3)</sup>

## 要 約

本論文では、明治以来のわが国における災害救護関連規則の発展過程とともに、日本赤十字社における災害救護関連規則の成立と発展の経緯を辿り、そのプロセスに影響を及ぼした当時の社会背景、時代の思想、起きた災害や戦争などの要因を探ることを目的とした。結果、戦後まで日本赤十字社の災害救護は規則上、もっぱら活動の部分のみ規定され、準備については戦時救護のものを援用するなど、戦時救護に比べてつねに従の立場に置かれていた。しかし終戦までの災害時の救護派遣件数は戦時を上回り、規則上も災害の範囲を拡大し、迅速かつ懇切な対応が可能にするための組織づくりと活動内容の拡大に向けた改正が行われていたことが明らかになった。明治以来のわが国の法律が災害時の応急的な生活保護を主眼としていたことを考えると、日本赤十字社はあらゆる災害で迅速な人命救助を行うシステムと人間尊重の文化を醸成したという意味で、近代以降の災害救護の歴史に新たな分野を開いたとみることができる。今後は以上の規則のもとに行われた各時代の災害救護活動の実際やその活動に対する人々の認知について研究していきたい。

キーワード：日本赤十字社、災害救護、災害看護

## 1. はじめに

日本赤十字社の前身である博愛社は、1877(明治10)年の西南戦争の折、諸外国の赤十字社にならって戦時の傷病者を敵味方の別なく救護することを目的として設立された。その後1886(明治19)年に政府のジュネーブ条約の加盟にともない、翌年の1887(明治20)年に日本赤十字社と改称した。その社則第一條には「戦時ノ傷者病者ヲ救療愛護シカメテ其苦患ヲ輕減スルヲ目的トス」<sup>1)</sup>とある。しかし日本赤十字社となってはじめての救護活動は、1888(明治21)年の磐梯山噴火における災害救護であった。これは国際的にも赤十字が災害救護にあたった初期のものと言われている<sup>2)</sup>。

その後、1945(昭和20)年の太平洋戦争終結までの間に、日本赤十字社が戦時救護以外に平時救護(災害救護と臨時救護を含む)として救護員を派遣した件数は14,634件にのぼり、派遣した救護員は209,557人、取り扱った患者も延べ3,756,657人に及ぶ。その内訳は災害救護が526件、臨時救護が14,108件である。さらに災害救護の内訳をみると風水害が148件、ついで火災が269件、暴動25件、地震19件、列車事故17件、伝染病流行9件、船舶遭難7件、津波7件、噴火6件の順で、その他19件となっている<sup>3)</sup>。このように設立以来の目的を、ジュネーブ条約に基づく戦時救護としながらも、日本赤十字社はわが国の災害救護において大きな役割を果たしていた。

戦後は、戦争を放棄したわが国の憲法のもとで、1947(昭和22)年の「災害救助法」と1961(昭和36)年の「災害対策基本法」のもと日本赤十字社の役割があらたに規定された。これによって日本赤十字社は指定公共

1) 3) 日本赤十字看護大学

2) 元日本赤十字看護大学司書

機関となり、①政府の指揮監督の下に救助に関し、地方公共団体以外の団体または個人の行う自発的協力の連絡調整を行うこと、②救護班の医療の範囲は医療、助産、死体処理、死体の洗浄・縫合・消毒などの処置および検査であるとも規定され、その具体的事項については厚生省との協定(昭和23年6月23日社発第94号、昭和34年8月18日社発第428号)で詳細に定められており、災害発生時には、災害対策本部よりの要請により救援活動を行わなければならない義務を有することになった<sup>4)</sup>。

周知の通り、わが国はその気象風土的な特性から災害に繰り返し見舞われてきた歴史をもつ。現代とは時代背景は違えども、災害はその規模が大きければ町や市全体が呑み込まれ、大勢の人々が死に至ることもある。罹災者救護に関する法律の成立過程に関する歴史やその背景にある思想や要因を知ることは、現在や将来的な災害救護のあり方を展望するうえで重要と考える。

そこで本論文では、明治以来、1961(昭和36)年までのわが国における災害救護関連規則の発展過程とともに、日本赤十字社における災害救護関連規則の成立と発展の経緯を辿り、そのプロセスに影響を及ぼした当時の社会背景、時代の思想、起きた災害や戦争などの要因を探ることを目的とした。

## 2. わが国における災害救護関連規則の成立過程

日本赤十字社の災害関連規則の成立過程を理解するために、その背景となる明治以来のわが国の政府による救護対策について、吉田らの書<sup>5)</sup>を参考に振り返っておきたい。

### 1) 1871(明治4)年「窮民一時救助規則」

古くから災害に対する立法処置はあったが、本格的な法制は「窮民一時救助規則」に始まる。1869(明治2)年前後にしばしば災害が起こり、その都度新政府は賑血を行い、災害などの救恤の専行権を地方に委譲してきた。1871(明治4)年11月27日太政官達第623号県治条例中の「窮民一時救助規則」<sup>6)</sup>は、「一、水火ノ難」の罹災者に関する三ヶ条と「水旱非常の天災」の罹災者に対する一条からなる。コメの支給基準や家屋再建不能者への建築費貸与、農具代の貸与、種もみの貸与の基準が定められ、4年後の1875(明治8)年には災害の範囲に流行病、洪水などの広域災害、耕牛馬の変災が、また救助措置には仮小屋の設置や炊き出しが加わ

り、全七条の構成となつた<sup>7)</sup>。ここで救助とは、災害罹災窮民に対する応急的保護を指していた。

### 2) 1880(明治13)年「備荒儲蓄法」

1880(明治13)年太政官達第31号「備荒儲蓄法」は20年間の時限立法で、政府が10年間毎年120万円を支出しうち4分の3を府県の地租額に応じて分け、それを財源にした。「非常ノ凶荒不慮ノ災害ニ罹リタル窮民ニ」対し、30日以内の食料の供与や、小屋掛け料は一戸10円以内、農具・種もみ代は一戸20円以内という救助を行うとした。中央政府による備蓄は濃尾地震(1891年)や三陸地震津波(1896年)のほか、各地の洪水で大いに役だった。しかしこの時期、大規模災害が頻発したことによって、中央政府の備蓄が支出され尽くしてしまった。

### 3) 1899(明治32)年「罹災救助基金法」

1899(明治32)年、政府は府県ごとに基金を独立させて設置する「罹災救助基金法」(法律第77号)を施行することにした。各府県は50万円を最少額とした基金を用意し、「非常災害ニ罹リタル者」に対し、(1)避難所費、(2)食料費、(3)被服費、(4)治療費、(5)埋葬費、(6)小屋掛け費、(7)就業費を原則現物支給とし、支給基準は地方ごとに規定するとした<sup>8)</sup>。その後の9回の改正のなかで(8)学用品費、(9)運搬用具費、(10)人夫賃等なども支給対象となった。

この法律はその後、明治、大正、昭和22年まで続いたが、高橋<sup>9)</sup>や中川<sup>10)</sup>によれば、地方の財政力の違いや救助に対する考え方の相違などから、救助の実態には濃淡があり、救助活動が各府県でばらばらで不徹底にわたりやすく、関係機関相互の連絡に統一を欠くことが多かったといわれている。

### 4) 1942(昭和17)年「戦時災害保護法」

1942年2月「戦時災害保護法」が公布された。保護の対象は、戦時災害により危害を受けた帝国臣民である本人・家族・遺族と規定されている。保護には救助・扶助・給与金の三種類があり、居住地の地方長官が保護を行うことになっていた。しかし決戦下ではその保護がどこまで行われたかは疑問とされている。

### 5) 1947(昭和22)年「災害救助法」

近代的な災害対策に関する法律「災害救助法」は、1946(昭和21)年の南海大地震を契機に定められた。当初の救助の種類として法であげた内容は(1)収容施設の供与、(2)炊き出しその他の食品の供与、(3)被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与、(4)医療及び助産、(5)生業に必要な資金、機具または資料の給与ま

たは貸与、(6)学用品の給与、(7)埋葬、(8)前各号に規定するもののほか、命令で定めるものとし、現物支給が原則で、特に必要と認められる場合に限って金銭の支給とした。

その趣旨は非常災害時の応急救助であり、復旧対策や生活保護は含まれていないが、ここにいたって救助として医療及び助産が明示されることになる。1953(昭和28)年の改正では、救助の種類に(1)飲料水の供給、(2)災害にかかったものの救出、(3)災害にかかった住宅の応急修理が加えられ、収容施設の中に応急仮設住宅が含まれた。

#### 6) 1961(昭和36)年「災害基本対策法」

前の「災害救助法」にて一応の骨格をなしたかに思えたが、1959(昭和34)年の伊勢湾台風による大災害が、これまでのわが国の防災対策について大きな反省と教訓をもたらし、広域災害に対する新しい時代の構想を必要とするに至り、災害予防や復旧を含めた総合的な「一般法」として、1961(昭和36)年「災害対策基本法」(法律223号)が成立した。

以上を振り返ると、わが国における災害対策は、法的には天災時の応急的保護であり生活支援が主とされていた。実際には赤十字のように、人命救助にあたる個人や団体はあったのだが、法的には太平洋戦争以降になってはじめて医療や助産が含まれる。以上の規則と日本赤十字社における災害救護関連規則とを表1の年表に記した。

### 3. 日本赤十字社における災害救護 関連法の成立と発展のプロセス

#### 1) 1888(明治21)年より1891(明治24)年まで 社則外の救護

先にも述べたとおり、日本赤十字社はジュネーブ条約に基づく戦時救護を目的とする団体として1877(明治10)年に設立された。それから1892(明治25)年に社則に災害救護における活動が加えられるまでに、磐梯山噴火、トルコ軍艦沈没事故、濃尾地震で社則外の災害救護活動を行った。

1888(明治21)年7月15日に発生した磐梯山噴火では、7月19日皇后陛下より救護員派遣の内旨があり、7月20日3人の医師の救護員が派遣されている。災害発生から時間が経過してからの救助活動であったことや、土砂により生き埋めになった者が多く、負傷者が少なかったことなどから救護活動は後継の者へと引き継が

れ、日本赤十字社の救護は25日をもって終了した<sup>10)</sup>。これが日本赤十字社としては初の災害救護であり、先にも述べたとおり、国際的にも赤十字が災害救護に従事した初期のケースと言われている。

1890(明治23)年9月16日トルコ軍艦が紀州沖で沈没した。死者587名、からうじて大島に泳ぎついで63名が救助された。この63名は軍艦にて東京に移送し、慈恵会医院に入院療養の予定であったが、それよりも先に兵庫県和田岬仮病院に移送されたこともあり、日本赤十字社は医員2名、看護婦2名を出張させ、21日より手当を行った。ここでは日本赤十字社病院に従来から勤務していた看護婦たちが初めて参加している。「言語は通せず、その上遭難者も初めは我が医員や看護婦たちを信用せず」、治療看護は困難をきわめたようだが、「やがて誠意は漸次先方に通じて、よろこんで治療を望み、大いにその労を感謝されるに至った」と記されている<sup>11,12)</sup>。救護員は10月3日にはいったん引き上げた。生存者はドイツ軍艦の軍医によって治療された者を除いて1名の死亡者も出さず、全快し、本国に無事帰還された<sup>13)</sup>。

1891(明治24)年10月28日濃尾地震が発生した。愛知・岐阜両県でマグニチュード8.4の烈震を記録する。死者7273人、家屋全壊8万棟の大災害となった。明治25年4月に発行された『愛知岐阜両県震災救護成績報告』<sup>14)</sup>には、地震の翌日の29日に愛知県知事から、30日に岐阜県知事から、本社救護員の派出要請の電報が打たれ、日本赤十字社はいずれも皇后陛下御内諭としてその日のうちに救護員を派遣している。愛知に向かって出発した班は30日夜に名古屋に到着、翌31日から愛知県小折村にて救護活動を開始、また岐阜へ向かった班は31日の夕方に岐阜に到着し、10月1日から岐阜県吉橋村で診療を開始した。結果、本社・京都支部あわせて4,610人の罹災民を救護した。当時の新聞によれば、発生後72時間の初期救護は、被災した医療従事者や市民によって行われ、日本赤十字社や慈恵会などの仮病院は、その後の救護を引き継いだ<sup>15)</sup>。

これら3つの災害における救護活動はいずれも日本赤十字社にとって社則外の活動であった。『日本赤十字社史稿』(以下、社史稿とする)でも「當時本社ハ社則以外ノ事業ナリシニ拘ラス畏クモ皇后陛下慈仁ニ恩旨ヲ奉シテ」救護員を派遣したと記述している。皇后陛下より本社救護費として、磐梯山の救護では金式百圓、土耳其軍艦の救護には金五百圓、濃尾震災の救護には金五百圓、皇太后陛下より京都支部に濃尾震災救

表1 日本赤十字社の災害関連規則の年表

西暦(年)	元号(年)	日本赤十字社の災害関連規則の概要 関連する主な出来事	政府による災害救護対策の概要 日本赤十字社条例・法
1871	(明治4)		1871 (明治4) 年窮民一時救助規則 (太政官達第623号県治条例中) 【対象】水火ノ難 水旱非常ノ天災、4年後の改正により流行病、耕牛馬ノ疫災も 【内容】コメの支給、建築費貸与、農具代の貸与、種もみの貸与、仮小屋の設置、焼き出し 1880 (明治13) 年備荒蓄蓄法 (太政官達第31号) 【対象】非常ノ凶荒不慮ノ災害 【内容】食料供与、小屋掛け代、農具・種もみ代給付
1877	(明治10)	西南戦争 傳愛社設立 1885 (明治19) 日本赤十字社と改称 「皇后陛下慈仁ニ恩旨ヲ奉シテ」 下記救護を実施 (皇后陛下下賜金による)。 1888 (明治21) 番山噴火 1890 (明治23) トルコ皇室沈没事故 1891 (明治24) 濱尾地震	
1892	(明治25)	社制変更 ①第一條ノ目的ノ外、臨時天災ノ場合ニカル負傷者ヲ救護ス これを受けて翌年の明治26年「看護婦養成規則」改正 1894 (明治27) 日清戦争 (~28) 1896 (明治29) 三陸津波・秋田・岩手県境地震	
1900	(明治33)	天災救護規則 (第10号) 【対象】天災 震災、風災、火災、火炎トス 【経費】準備は戦時救護のものを用いる。 活動に要する経費は寄付金とし、不足分は会計規則に則り支出。 1902 (明治35) 福井市大火での救護 1904 (明治37) 日露戦争 (~38) 1904 (明治37) 天災救護規則改正 (本達第16号) 【対象】汽車船舶及び群衆の遭難、地盤崩壊を加える 【経費】支部臨時費とし、不足の場合は本社臨時費 【改正の要点】天災救護を支部の事業とする 1905 (明治38) 東京・日比谷焼討ち運動 1907 (明治40) コレラ患者発生 1910 (明治43) 関東・東北地方水害 同年 臨時救護規定	1899 (明治32) 年罹災救助基金法 (法律第77号) 【対象】非常災害、多数ノ人民同一ノ災害ニ罹リタルトキ 【内容】避難所費、食料費、被服費、治療費、埋葬費、小屋掛け費、就業費を原則現物支給、その後の改正で学用品費、運搬用具費、人夫賃等も支給 1901 (明治34) 年日本赤十字社条例 (勅令第223号) 1910 (明治43) 年日本赤十字社条例改正 (勅令第228号)
1911	(明治44)	災害救護規則 (本達甲第18号) 【対象】天災事変その他公衆の災害 【経費】準備は戦時救護のものを用いる。 活動に要する経費は救護を実施する支部が支出 【要点】災害に人為災害が加わった 1914 (大正3) 筑島噴火・風水害 第一次世界大戦 (~1918) 1916 (大正5) 東京 台風と津波 1922 (大正12) 災害救護規則改正 1923 (大正12) 関東大震災 臨時震災救護部規則 (第7号) 【対象】震災火災 1927 (昭和2) 北丹地方震災 1928 (昭和3) 災害救護規則改正 (本達甲第12号) 1930 (昭和5) 豆相地方震災 1933 (昭和8) 三陸地方震災・津波 (3千人) 1934 (昭和9) 国館大火災・関西風水害 (宝戸台風) 1935 (昭和10) 台湾震災 1936 (昭和11) 新島空襲 1937 (昭和12) 富山県見町大火 1942 (昭和17) 災害救護規則改正 (本達甲第25号) 1943 (昭和18) 鳥取地盤 1944 (昭和19) 東南海沖地盤 1945 (昭和20) 三河地震 1946 (昭和21) 南海震災 1948 (昭和23) 福井地震 1952 (昭和27) 十勝沖地震 1953 (昭和28) 西日本・近畿台風13号 1954 (昭和29) 洞爺丸台風	1938 (昭和13) 年日本赤十字社条例改正 (勅令第635号) 1942 (昭和17) 年戦時災害保護法 (法律第71号) 【対象】戦時災害により危険を受けた帝国臣民である本人・家族・遺族 【内容】救助・扶助・給与金の三種類 1947 (昭和22) 年災害救助法 (法律第18号) 【対象】多数者の生命又は身体・住家の危険、被害地域の孤立により罹災者の救出に特殊の技術が必要になる状態 【内容】(1)収容施設の供与、(2)焼き出しその他の食品の供与、(3)被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与、(4)医療及び助産、(5)生業に必要な資金、機具または資料の給与または貸与、(6)学用品の給与、(7)埋葬、(8)前各号に規定するもののほか、命令で定めるもの、後の改正で(1)飲料水の供給、(2)災害にかかったものの救出、(3)災害にかかった住宅の応急修理が追加、収容施設に応急仮設住宅が含まれた。
1955	(昭和30)	救護規則 (本達甲第4号) 【対象】災害 【経費】準備と活動に関する費用を支部が支出 1957 (昭和32) 謙早水害 1958 (昭和33) 狩野川台風 1959 (昭和34) 伊勢湾台風	日本赤十字社は、医療と助産、医療救護資材の整備、民間団体及び個人の救助に関する連絡調整、奉仕団の結成、災害資金の造成に協力する。 1952 (昭和27) 年日本赤十字社法 (法律第305号) 1961 (昭和36) 年災害対策基本法 (法律223号) 【対象】暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地盤、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する致命で定める原因により生ずる被害 日本赤十字社は防災計画の作成、法令に基づく実施、国、都道府県、市町村の行う防災業務に協力、自らの業務を通じて防災に寄与する

護費として金百円が下賜された<sup>16)</sup>。

なお1880(明治23)年4月から日本赤十字社病院を養成施設として、看護婦の養成を開始しており、濃尾地震では当時ちょうど一年半の学業を終えて、実務についていたばかりの第1回生十名全員が参加した<sup>17),18)</sup>。しかし日本赤十字社の『社史稿』ならびに『看護婦養成史料稿』には、卒業生である看護婦たちの濃尾地震での初めての活躍についての記録はない。社則外の活動であったことも理由として考えられるが、災害救護にあたった医員の氏名などが記述されていることから考えると、女性の活躍を取り立てて記録しない時代の特性も影響したのだろう。

## 2) 1892(明治25)年 社則変更

1892(明治25)年には日本赤十字社々則が変更され、従来の戦時救護だけでなく臨時天災救護も施行するという規定を加え、災害救護が日本赤十字社の一事業としてようやく位置づけられた<sup>19)</sup>。あわせて翌年の1893(明治26)年には上記の社則変更を受けて、日本赤十字社看護婦養成規則も変更され、看護婦養成の目的にも天災に関わる傷病者の看護が加えられた<sup>20)</sup>。

### 1892(明治25)年「日本赤十字社々則変更」

本社ハ第一條ノ目的ノ外左ノ事業ヲ兼行スルコトアル可シ

臨時天災ノ場合ニ於ケル負傷者ヲ救護スル事

前件ノ費用ハ特ニ有志者ノ寄附金ヲ募集シテ補充スル事

『日本赤十字社沿革史全』 49頁 1903年

### 1892(明治25)年「看護婦養成規則改正」

明治二十六年九月看護婦養成規則ノ一部ヲ改正セリ其ノ要旨次ノ如シ。

イ 養成ノ目的中天災ニ係ル傷病者看護ヲ加フ。

『看護婦養成史料稿』 15頁 1927年

この変更の経緯について、『社史稿』は次のように説明している。(1)赤十字社は戦争における軍人の傷病者の救護を唯一の事業としているが、もともと人類共愛の至誠より発しているため、変災に際して類多の傷病者を生じ、救護十分でなく長く苦痛の境に呻吟させ、または期を逸して死に至らせるなど是最も遺憾である、(2)また、戦時に対する人員材料は常に運用し、その利害を研究調査して改良進歩を図ることが必要であり、その点で天災救護は戦時救護の練習に資するところがあること、(3)海外同盟各社の方針もようやくにして平時事業の範囲を拡張する傾向があることをあげ、あわせて(4)皇室の恩眷は赤十字社がますます広く慈愛の道に尽くすことであることをあげている<sup>21)</sup>。

なおこの社則変更の2年後である1894(明治27)年には、日清戦争での戦時救護が行われた。しかし戦時のみならず、同年8月には福井県下の大水害、1896年には京都・大阪・兵庫・新潟・岐阜・石川の各府県の水害、秋田・岩手の震災での救護が行われている。とくに1896(明治29)年6月15日の三陸津波は大規模な災害であった。宮城県以北海上にてマグニチュード7.6の地震が発生し、その津波による被害は宮城、岩手、青森の3県に及び、死者21,780人、負傷者4,113人。家屋流出19,098棟という被害がでた。最初に医員及び看護婦を派遣した岩手支部からの報告により徐々に被害が甚大であることを知った本社は、17日医員1名看護人3名の第一陣を岩手県に派遣、6月19日に宮古に到着し、救護活動を開始した。『日本赤十字社発達史』<sup>22)</sup>によれば、最終的には175人の救護員を派遣、患者総数は4957人で、救護費用として貳萬五千円委譲の多額を支出し、それまでの災害救護のなかで最大のものとなった。

日本赤十字社の看護婦同方会の会誌『同方』創刊号には三陸津波の看護に携わった数名が、白衣を短く来て、黒脚紺、外套と水筒を肩にして、盛岡まで汽車、それから徒步で二十里以上を山越えし、災害地へ行ったこと、「津波に浸された創が腐敗して蛆がわいている」など、「創の不潔さが想像以上であった」など、当時の思い出を語っている<sup>23)</sup>。

## 3) 1900(明治33)年「日本赤十字社天災救護規則」

1900(明治33)年これまでの災害救護での実績をふまえ、「日本赤十字社天災救護規則」<sup>24)</sup>がつくられた。この時期にはわが国の災害対策にも変化があった。備荒儲蓄を濃尾、三陸の災害によって支出し尽くしてしまった政府は、1899(明治32)年、府県ごとに基金を独立させて設置する「罹災救助基金法」を施行した。また日本赤十字社でも、戦時救護の体制づくりとして、1898(明治31)年には陸軍大臣及び宮内大臣の認可を得て「戦時救護規則」を、明治32年には海軍大臣及び宮内大臣の認可を経て「海軍傷病者救護規則」が制定されている<sup>25)</sup>。1901(明治34)年12月には日本赤十字社条例(勅令第223号)が公布された。その第一条には「日本赤十字社ハ陸軍大臣海軍大臣ノ指定スル範囲内ニ於テ陸海軍ノ戦時衛生勤務ヲ輔助スルコトヲ得」とある<sup>26)</sup>。

### 1900(明治33)年7月制定「日本赤十字社天災救護規則」

第一條 本社ニ於テ救護ニ從事スル天災ノ種類ハ震災、

風災、水災、火災トス

第二條 前條ノ天災ニ於テ多數ノ傷病者ヲ生シ地方當

該官廳ノ救濟及ハサル場合ニ當リ其官廳ヨリ依囑ヲ受クルカ若クハ本社又ハ支部ニ於テ其必要ヲ認メタルトキハ當該官廳ノ許可ヲ得テ救護事業ヲ實施ス  
 気車、船舶又ハ群衆ノ遭難若クハ地盤崩壊等ノ事變ニ於テ多數ノ傷病者ヲ生シ當該官廳ノ救濟及ハサル場合ニ當リ其官廳ヨリ依囑ヲ受クルトキハ天災救護ニ準シ之ニ應スルコトヲ得  
 救護ノ事業ハ東京府管内ニ在テハ本社ニ於テ之ヲ實施シ地方ニ在テハ社長ノ指示ヲ受ケテ支部長之ヲ行フ但事態重大ナリト認ムルトキハ特ニ本社ヨリ理事員ヲ派遣シテ監督セシムルコトアルヘシ  
 救護ニ要スル人員材料ハ戰時ノ救護規則ニ於テ準備スルモノヲ以テ之ニ充ツルヲ例トズ但被服寝具ハ別表ニ據ル

『日本赤十字社天災救護規則』 1-2頁 1990年

天災規則を設ける理由について、『社史稿』は次のように述べている。人道上、災害救護の必要性はいいうまでもないが、日本赤十字社にとって戦時救護があくまでも主であること、この規則は従来実施してきたものを規定したにすぎない。また「之ニ對スル一定ノ規則ナク隨テ救護員派遣ノ範囲程度又ハ費用ノ支出等自

ラ區々ニ涉ラサルヲ得ス」<sup>27)</sup>といつた事情も語られている。災害発生時、毎回のように災害救護の範囲、費用等の検討が必要とされる煩雑さもあったのであろう。実際、この規則は天災救護の活動面のみを規定するものであり、それに要する人員材料は戦時救護規則に於いて準備するものを充当することが決められていた。

1904(明治37)年5月には「天災救護規則」が改正される。改正の要点は、災害救護を本社ではなく支部の事業とすること、その費用も本社非常部会計ではなく、支部が臨時に支出することとした。濃尾震災、三陸津波は別として、ほとんどの災害が救護班や病院組織によって行われる大規模な救護ではないこと、また救護の実施に際しては傷病者の数を確認している暇などなく、それまでの規則は多くの場合、実情に適さず、不便であるとの理由が書かれている。費用に関しても本社と支部との往復を重ねて手続きが煩雑であった。こうしてこの改定により、各地で起きた災害に対してより迅速な対応をとることができる。以上の改正が加えられ、以前は別途定められていた救護員給與規程の條項がこれに編入され、天災救護規則は全体として5章24條の構成となつた<sup>28)</sup>。

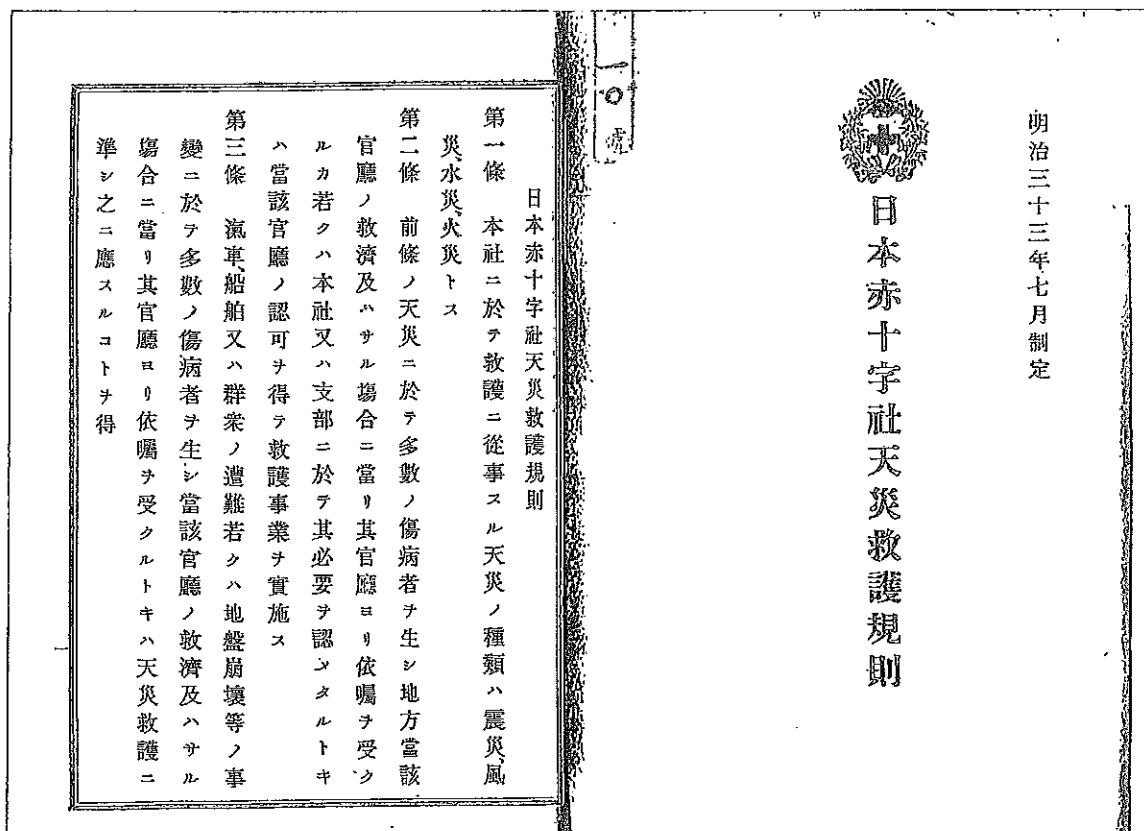


写真 日本赤十字社天災救護規則 1900(明治33)年7月制定

1904(明治37)年5月改定「日本赤十字社天災救護規則」

第一章 総則

第一條 天災救護ト稱スルハ震災、風災、水災、火災ニ際シ傷病者ヲ生シタル場合ニ方リ之ヲ救護スルヲ謂フ汽車、船舶及ヒ群衆ノ遭難若ハ地盤崩壊等ノ爲ニ生シタル傷病者ヲ救護スルモノ亦之ニ準ス

第二條 天災救護事業ハ其地方支部ニ於テ執行シ社長之ヲ監督ス

第二章 救護實施

第三條 天災救護事業ハ支部長地方官廳ノ依頼ヲ受ケ又ハ地方官廳ニ交渉シタル後被害ノ状況ヲ社長ニ急報シ其承認ヲ得テ之ヲ實施ス但シ至急救護ヲ要スルトキハ之ヲ實施シタル後承認ヲ求ムルコトヲ得

第四條 天災救護事業ハ當該支部ニ於テ實施スルモ尙ホ救護ノ力足ラサルトキハ隣接支部ニ交渉シテ其援助ヲ求ムルコトヲ得  
(中略)

第三章 人員、材料

第八條 天災救護ノ人員、材料ハ戰時救護に差支ナキ範圍内ニ於テ支部準備ノモノヲ充用ス

『日本赤十字社例規類』 187頁 1910年

なお1904(明治37)年2月には日露戦争(～38年)が勃発している。第三章「人員、材料」第八條の「戰時救護に差支ナキ範圍内ニ於テ」という文も注目される。同年の改定は国家間の情勢を念頭においたものとも受けとめられる。

しかし日本赤十字社は、日露戦争後も戰時救護以外の平時事業を拡大した。1905(明治38)には東京日比谷焼討ち騒動もあり、日本赤十字社は社員総会、陸海軍招魂祭など、「多数人ノ群衆ノ場合ニ方リ臨時ニ不慮傷病者ノ救護ヲ行フ」<sup>29)</sup>として、1907(明治40)年に「臨時救護」を定めている(1910(明治43)年に「臨時救護規定」となる)<sup>30)</sup>。また1906(明治39)年に開催された第8回赤十字条約改正会議(ジュネーブ)の決議に基づいて、結核病患者の救護を実施するため1913(大正2)年には「赤十字国際会議結核予防撲滅準則」を発表した<sup>31)</sup>。

### 5) 1911(明治44)年「災害救護規則」

1911(明治44)年の「災害救護規則」<sup>28)</sup>が制定され、これにより1904(明治37)年改定の「天災救護規則」と1910(明治43)年「臨時救護規程」は廃止された。

### 1911(明治44)年「日本赤十字社災害救護規則」

第一條 災害救護トハ天災事變其ノ他公衆ノ灾害ニ基因スル傷者及病者ヲ救護スルヲ謂フ

第二條 災害救護ハ迅速且懇切ニ應急救護ヲ行フモノトス

第三條 災害救護ハ當該地方ノ支部之ヲ施行ス

災害ノ状況ニ依リ救護力足ラサルトキハ支部長ハ社長ニ具申シテ援助ヲ求ムルコトヲ得  
社長前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ他ノ支部ヲシテ援助セシメ又ハ本部ヨリ援助ス(中略)

『社史稿第三卷』 748-753頁 1929

翌年に演説された内容を記した小澤男爵の演説「災害救護規程設定の趣意に就て」<sup>32)</sup>では、わが国では海外各赤十字社が行っている災害救護と意を同じくする救護活動をこれまで行ってきたが、「災害」に比べると「天災」という用語ははなはだ範囲が狭く、諸外国には理解されにくい、そのために今回「災害」という用語を用いて規則を制定することにしたと書かれている。これにより、救護の対象は天災事変のみならず、あらゆる災害に起因する公衆の傷者病者が含まれることになった。また救護はプライベートではなく、公的な側面をもつこと、貧困者の救護は赤十字の守備範囲ではないことが説明されている<sup>33)</sup>。

またこの規則の制定により、1904(明治37)年改定の「天災救護規則」における一文「人員、材料ハ戰時救護に差支ナキ範圍内ニ於テ」が、戦時には災害救護の施行を止めるべきかという論結を生じ、はなはだ不都合であったとの反省により、取りやめられた。天災救護規則のもとでの準備については、患者百人分の衣類を用意することができると規定されていたものの、支部によっては戦時の救護の準備に全力を注ぎ、平時の準備が薄弱となっていたとの反省も書かれている。なお、この規則の制定により、災害救護には実務練習中の看護婦及び看護人生徒も使用できることになった<sup>34)</sup>。

なお、同演説には、1912(明治45)年開催予定の米国ワシントンでの第9回国際赤十字会議の附設展の出品に困ったあげく、その一つに過去五年間に実施した災害救護の成績を立派に編述して発表する方針をとったことが記されている<sup>35)</sup>。これを見ると、この時代の日本の赤十字にとって災害救護の実績はむしろ世界に向けてアピールできる側面であったことがうかがわれる。

以降、「災害救護規則」は1920(大正9年)、1922(大正11年)、1928(昭和3年)、1942(昭和17年)年に小さな改定を重ねている。うち1920(大正9)年3月に行われた改正は、災害救護に従事した救護員が職務に起因して傷病疾患に罹り、または死亡した場合の手当金に関するものである。同年9月にも物価高騰により同部分の一部改定が行われている<sup>36)</sup>。1922(大正11)年と1928(昭和3)年の改正理由は不明だが、1942(昭和17)年の改定には、災害の状況により救護力が不足し、緊急でやむを

得ない場合、支部は直接隣接する支部長に交渉して援助を求めることができることなどの変更が見られる<sup>35)</sup>。

#### 6) 1923(大正12)年「臨時震災救護規則」関東大震災

1923(大正12)年9月1日午前11時58分関東大震災が発生した。相模灘を震源に地震(マグニチュード7.9)が起き、被害は東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨の1府6県にわたったが、これに伴う火災、津波による二次災害も加わった。倒壊、焼失、流出家屋592, 264戸、死者99, 747人、負傷者102, 961人、行方不明38, 782人。特に東京、横浜(神奈川)が壊滅的打撃を受けた。

震災は日本赤十字社本社建物も焼き尽くし、一脚の卓子さえ残さなかった。東京支部と神奈川支部の震災直後に活動を開始し、各支部は本社の召集を待たずに東京横浜方面に出動した。日本赤十字社は仮事務所を設置し、本社病院、産院に救護活動に当たらせると同時に、全国地方支部に命じて救護班の来援を要請した。一方、備蓄救護資材の全部を焼失したので百方手を尽くして救護材料の調達をはかり分配、補給のみちを講じている<sup>36)</sup>。

先の「災害救護規則」の上では、被災地の支部が主としてその任に当り、その救護力の足らない場合他支部または本社の援助を求めることになっていたが、それでは到底対応しきれないとの認識のもと、本社は9月6日理事会を招集し、救護に関する諸種の計画を協議し、更に9日常議会を開いて臨時震災救護部を設置すること、これに関する規則を決議し、救護費予算を編成した。これが「臨時震災救護規則」<sup>37)</sup>である。

#### 1923(大正12)年「日本赤十字社臨時震災救護規則」

第一条 日本赤十字社は臨時震災救護部を設け社長之を監督し震災火災に罹りたるもの救護に関する事務を掌理せしむ  
職員は部長、視察員、課長及び書記とし必要に依り顧問、嘱託員を置くこと

『社史稿第4巻』 271頁 1957

9月11日には仮事務所を麹町区(今の千代田区)の東京支部内に設置、当時の平山社長は自ら部長として尽力した<sup>38)</sup>。こうして体制を整え、地震発生以来、1924(大正13)年6月までの10カ月間で、日本赤十字社の派遣した救護人199万7千余人、救護班は130に達し、東京方面に44カ所、神奈川県方面に35カ所の臨時救護所が開設され、罹災傷病者の救護に活動した。その経費は五百万円に達し、日露戦争及び第一次世界大戦以上の経費であったと記録されている<sup>39)</sup>。

以後、関東大震災から終戦まで、大きなものだけで

も1927(昭和2)年北丹地方震災、1930(昭和5)豆相地方震災、1933(昭和8)三陸地方震災・津波、1934(昭和9)函館大火災、関西風水害(室戸台風)、1935(昭和10)台湾震災、1936(昭和11)新島震災、1937(昭和12)富山県氷見町大火、1942(昭和17)山口県風水害、1943(昭和18)鳥取地震などで救護活動を行っている。いずれも「日本赤十字社災害救護規則」に基づく救護活動である。日中戦争を経て、太平洋戦争へと向かう頃には、戦時救護に全力を注ぎ、傷病将兵の救護に邁進しながらの救護活動であったと考えられる。

1944(昭和19)年12月7日には、熊野灘沖を震源として東南海沖地震(マグニチュード8.3)が起こり、これに大津波が発生した。全壊家屋26, 141戸、半壊家屋46, 950戸、流出家屋3059戸、死者998人、重傷者2135人とされている。しかしながら戦意高揚に繋がる報道以外の情報は完全に統制され、記録自体が消滅・散逸していることなどから、被害の全体像がなかなかつかめない。また年明けの1945(昭和20)年1月13日には続けて渥美湾を震源とし、三河地震が起った。『日本赤十字社愛知県支部百年史』<sup>40)</sup>では、東南海地震に際して支部は名古屋赤十字病院(現名古屋第一赤十字病院)への救護班の出動を命じ、医師二人、看護婦六人の2個班の救護班を派遣して負傷者300人の救護にあたったとの記録がある。また三河地震でも記録は残っていないが大被害を受けた幡豆群西尾町(現西尾市)へ名古屋赤十字病院から救護班が出発している。当時の状況はこの救護に携わった看護婦長の手記から知ることができる。

#### 7) 戦後~1955(昭和30)年「日本赤十字社救護規則」

まで

終戦後、新憲法で戦争を放棄した日本の赤十字社は、ジュネーブ条約による戦争救護が解除されたわけではないが、その事業の重点を戦時事業から平時事業に置換えることになった。1947(昭和22)年日本赤十字社は定款を改正し、救護力の準備と計画は災害救護に基づくものとした<sup>38)</sup>。

また同年1946(昭和21)の南海大地震を期に制定された「災害救助法」では、日本赤十字社は災害救助への協力の義務が明記された。この法律は、救助の実践活動、費用などにわたり非常災害の応急救護は国家の責任で行うという基本方針をきめたもので、国が行う災害救護活動には地方公共団体、日本赤十字社などが協力しなければならない旨が明記されている<sup>41)</sup>。また災害にあたっての救護活動の内容などに関して、厚生省

からの詳細な通知によって実施することになった<sup>43)</sup>。

1947(昭和22)年「災害救助法」(法律118号)

**第一条** 「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」

**第三十一条の二** 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五条の規定による協力を除く。)の連絡調整を行なわせることができる。

**第三十二条** 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

『法令全書』 1947年

これまで日本赤十字社の災害救護は、1892(明治25)年以来、専ら活動の面を決めたもので、その計画、準備の面は戦時救護規則によっていたが、この法律の制定によって、災害のための救護員の確保と救援物資の備蓄に力を注ぐことになった。

日本赤十字社が独自の救護規則である「日本赤十字社救護規則」制定したのは、1955(昭和30)年になってようやくである<sup>44)</sup>。これにより従来の戦時関係の救護規則および救護責任用規則その他の規則が廃止され、新しい救護規則のもとに、本社の救護準備と活動が行われるようになった。下記にみるように本社と支部の連携のもとに救護員の確保と救護材料の備蓄などの準備が図られるように体制づくりがなされている。

1955(昭和30)年「日本赤十字社救護規則」(抜粋)

**第一条** 日本赤十字社定款第四七条第一項第一号及び第二号の業務(以下「救護業務」という)を円滑に実施するため、本社に災害救護隊策中央委員会(以下「中央委員会」という)を置く

**第五条** 支部長は、当該支部に置ける救護業務の円滑な実施を期するため、災害救護対策地方委員会(以下「地方委員会」という)を設けなければならない

**第七条** 社長及び支部長は、災害などの状況に応じ、必要があると認めたときは、救護業務の実施に監視、連絡統制を図るために、臨時に、本社(二以上の支部の地域を対象として設ける必要のある場合を含む)及び支部に災害救護実施対策本部を設けることができる

**第九条** 救護は、災害等の発生した当該地方の支部長(以下「当該支部長」という)が実施する

**第一〇条** 当該支部長は、救護上必要があると認めたときは、近接の支部長に対し、その救援を求めることが出来る

『例規類纂』 203-210頁 1942年

それまでも日本赤十字社は進駐軍の災害通報によつて救護活動を行つており、これらの活動やそのための準備は、今述べた「災害救助法」に基づく厚生省との協定が基本になっていた。これだけの期間を要したのは、日本赤十字社は政府のジュネーブ条約復帰と1952(昭和27)年の日本赤十字法の公布まで独自の立場でいろいろなことを決められなかつたことによる。

その後、1959(昭和34)年9月26日、紀伊半島潮岬に上陸した台風15号は名古屋市西方を通過し、伊勢湾沿岸一帯に大きな被害を出した(伊勢湾台風)。暴風と高潮による被害は全国に及び、名古屋地方を中心として死者・行方不明者を合わせて約5,000人という戦後最大の衝撃的な被害をもたらした。

この結果、従来の災害関係法令が体系的ではなく、災害対策の責任も不明確で、総合的・有機的な制度として働くかなかった実状が反省され、新たな国家の災害に関する構想がつくられた。「災害対策基本法」はこのようにして1961(昭和36)年制定され、日本赤十字社はこの法律においても指定公共機関としてその立場が明示された<sup>45)</sup>。

1961(昭和36)年「災害対策基本法」(法律第223号)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

**第6条** 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるよう、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

『法令全書』 1961年

現在、日本赤十字社の災害救護活動は、「災害救助法」と「災害対策基本法」で義務づけられており、日本赤十字法及び定款にも定められている。しかしながら現在も、救援が必要か否かの判断は各支部にまかされており、災害が激しければ激しいほど連絡はとれず、實際面では本社支部との連絡をとりつつ、各施設長の判断による救援活動が行われている。

## 4. 考 察

### 1) 規則の成立と発展のプロセスとその特徴

日本赤十字社の創立から戦後まで、わが国のさまざまな災害に際して救護を行ったのは日本赤十字社のみではない。しかし日本赤十字社の救護活動は、救護員の人材養成と救護材料の準備に裏打ちされたものであったこと、また国内の体制づくりや軍との関係、国際的なネットワークによって他に類を見ないものであったと考えられる。

にもかかわらず、日本赤十字社では主従の関係でいえば、災害救護はつねに従の立場に置かれていた。規則で規定されていたのは専ら活動の部分だけであり、その準備については戦時救護のものを援用することになっていた。また戦時救護こそが主眼であることがつねに語られていた。これはジュネーブ条約に基づく戦時救護を設立目的とする日本赤十字社にとっていたしかたのないことであろう。いずれにしろ、人道博愛を理念とする実践をかかげる日本赤十字社にとって、災害における人命救助は重要な責務と認識しての活動であったと考える。

日本赤十字社の災害関連規則の内容については、年代を経て救護活動に関する経験を積むとともに、災害時の迅速かつ懇切な対応が可能になるような改正が行われている。この点は現在、災害救助法と災害対策基本法で義務づけられた日本赤十字社の災害救護でも、伝統として受け継がれている。災害の規模が大きいほど、連絡や交通手段も障害される。救援が必要か否かの判断は現在でも、各支部にまかされており、実際面では本社支部との連絡をとりつつ、各施設長の判断による救援活動が行われている。

また日本赤十字社の災害救護関連規則は、まず天災からはじまり人的災害における救護や人々が大勢あつまる場所での救護を含むように改定されてきたこと、またこれら災害時における傷病者の医療や助産による救護を主眼とし、罹災民の生活支援、復旧や生活再建まで拡大してきていることも特徴である。これは「窮民一時救助規則」や「備荒儲蓄」に代表される当時のわが国の法律が災害時の救命救護よりも、罹災民の生活を支え、生活再建に向けての支援に重きを置いていたのと対比することができる。

初期の迅速な活動こそ、災害救護の鍵であることは今日では常識となっている。それも平時から災害救護

のための人員、材料を準備し、訓練を行っているからこそ可能である。どのような災害であっても、またどのような被災者であっても、そこに駆けつけ人命を第一に救助を行う文化を醸成したという意味でも、日本赤十字社はわが国における災害救護の歴史に新たな分野を開いたとみることができる。

一方、現代に目を転じると、1995(平成7)年1月17日の阪神淡路大震災では、都市機能がマヒするほどの甚大な災害となり、救護に関して多くの反省をもたらした。日本赤十字社はこれまで各時代における救護関連規則に則り、人員材料を準備し、活動のマニュアルを定めてきたが、この出来事をきっかけに看護界では災害救護・看護についての学的探究とその知見の共有を望む声が高まり<sup>40)</sup>、新たな動きとして日本赤十字社の救護に関する系統的な研究<sup>41)</sup>が始まっている。

現代では過去と違って、いっそう災害は複雑化し、多種多様な個人や団体が救護に関わることでその調整の必要性も高まるなど、より専門的な知識が求められるようになっている。教育はもちろんのこと、その活動を支える研究基盤を整え、その成果を活用できるかどうかが、今後、日本赤十字社がその独自性を發揮し、複雑化する災害場面で期待される役割を果たすことにつながるのではないかと考える。

### 2) 規則の成立と改定のプロセスに影響した要因

災害関連規則の成立ならびに改定のプロセスを振りかえると、それらに影響を及ぼした要因がいくつか考えられる。

一つは災害そのものであり、わが国の災害対策も、未曾有の災害を契機にそれまでの災害対策を反省し、法律をあらためてきた。規則が制定されるまでにも日本赤十字社は磐梯山の噴火やトルコ軍艦の沈没時に救護活動を行っていたが、1891(明治24年)の濃尾地震は大規模なものであり、日本赤十字社としても災害救護の必要性を強く認識したものと考えられる。

災害救護が、本来の目的であった戦時に対する人員の訓練と材料の運用ならびにそれらの改良に役立つことも大きな要因であった。1892(明治25)年の社則改定時をはじめ、1900(明治33)年の天災救護規則や1911(明治44)年の災害救護規則の制定時にも同じ理由が掲げられた。

国内外の情勢も影響している。1910(明治33)年の災害救護規則の制定は、日露開戦に向けた戦時の救護体制づくりが影響した可能性が考えられる。義和団の乱では列強との共同軍事行動に消極的であった日本も、朝

鮮半島が東侵主義的なロシアの手に陥ることには強い脅威を抱いていた。そうした全体事業の枠組みのなかで、天災救護規則が制定されたことが推測される。

また海外各赤十字社の状況も、日本赤十字社のなかでの災害救護の位置づけに影響した。1892(明治25)年の社則変更に際して、「海外同盟各社の方針もようやくにして平時事業の範囲を拡張する傾向がある」との記述があった<sup>48)</sup>。1911(明治44)年の「災害救護規則」の制定でも、海外各赤十字社と比較して、天災という用語の範囲が狭く、理解されにくいための規則制定であるとの理由があげられた。

しかし災害救護を赤十字の一事業とするという考えは世界では、相当早い段階からあったようである。1916(大正5)年に発刊された『小澤男爵講話百題』には、1869(明治12)年第2回ベルリン、1884(明治17)年第3回ジュネーブで開催された万国赤十字総会すでに、赤十字社の組織及び方針に、「各社は務めて戦時に於ける職務に相当する慈善事業に協力し、戦闘の如く迅速にして整備せる救助をする一般の災害に対しては其尽力を与える機能を有す」と明記されていたとの記述がある<sup>49)</sup>。そうなるとわが国においても早い時期から、日本赤十字社の一事業として災害救護を念頭においていた可能性もある。

一方、1911(明治44)年に制定された「災害救護規則」は、小規模な改定はあっても、太平洋戦争の終戦まで大規模な改定をうけることなく続いた。1901(明治34)年に発令された日本赤十字社条例は、その後1910(明治43)年の改正によって、日本赤十字社が陸海軍の戦時救護に協力することをよりいっそ明記するようになった。特に太平洋戦争の末期には人材や資源も限られていたであろうことから、災害救護規則にいたってはその運用も困窮したものと考えられる。規則が改定された理由もさながら、改訂されなかった理由や戦時という状況との関連で災害救護における活動がどのようにあったかも考えるべき課題であろう。

## 5. おわりに

日本赤十字社の設立目的からして当然ではあるが、規則を見るかぎり災害救護は戦時救護に対して従の立場に置かれていた。しかし大規模な災害に何度も見舞われた明治以来、日本赤十字社は独自に人命救助のための組織作りを進めてきたのであり、近代的な災害対策を模索してきたわが国の歴史のなかで、その果たし

た役割は大きかったと考える。今後はその時代や社会背景のもとで行われた災害救護活動の実際やその活動に対する人々の認知について研究していきたい。

### 引用・参考文献

- 1) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：47.
- 2) 吉川龍子：日本赤十字社医療センター百年の歩み、4. 救護事業、1995：92.
- 3) 日本赤十字社岐阜県支部：赤十字ぎふ百年のあゆみ、第三章災害救助のはじまり、大戦前の平時救護の状況、1988：136.
- 4) 高橋有二：広域集団災害時の救護活動について、災害医学；XX1977：701-711.
- 5) 吉田久一：新・日本社会事業の歴史、勁草書房、2004：127-281.
- 6) 内閣官報局編：法令全書、第4巻、原書房、1871：428-429.
- 7) 内閣官報局編：法令全書、第8巻の1、原書房、1874：659-660.
- 8) 内閣官報局編：法令全書、第32巻の2、原書房、1874：264-267.
- 9) 中川和之、神戸都市問題研究所編：生活復興の理論と実践、第1章生活復興の基本政策、1999.
- 10) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：1579-1582.
- 11) 芳賀栄二郎：磐梯山破裂の奇縁、博愛、578号1935：23-25.
- 12) 中村秀樹：トルコ軍艦遭難者救護の古事、博愛；506号1929：31.
- 13) 日本赤十字社：日本赤十字社発達史、第一章土耳其軍艦遭難の救護、日本赤十字社、1911：171～177.
- 14) 日本赤十字社：愛知岐阜両県震災救護成績報告（博物館明治村所蔵）、1891.
- 15) 東京大学地震研究所所蔵：新聞切抜帖、1980.
- 16) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：55.
- 17) 吉川龍子：災害救護と赤十字看護婦、厚生5月号、1995：4-6.
- 18) 日本中央女子短大史研究会：日赤看護婦の最初の災害救護活動、日赤医療センター報；110号1981.
- 19) 日本赤十字社：日本赤十字社沿革史全、日本赤十字社、1903：49.
- 20) 日本赤十字社：看護婦養成資料稿、1927：15.
- 21) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：1566-1567.
- 22) 日本赤十字社：日本赤十字社発達史、第二章三陸海嘯被害の救護、日本赤十字社、1911：286-300.
- 23) 周防てふ他：同方座談会、同方；1(1)1928：37-41.
- 24) 日本赤十字社：日本赤十字社天災救護規則、1900.
- 25) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：671-681.
- 26) 内閣官報局編：法令全書、第34巻の2、原書房、1901：303.
- 27) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：1568-1573.
- 28) 日本赤十字社：例規類纂、本達第16号、日本赤十字社天災救護規則、1904.
- 29) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：745-748.
- 30) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：745-748.
- 31) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：880.
- 32) 小澤武雄：小澤男爵講話百題、災害救護規定設定の趣意に就て（明四十四年九月四日）、博愛発行所、1916：509-519.
- 33) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：747.

- 34) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：1234-1235.
- 35) 日本赤十字社：例規類纂，本達甲第25号，日本赤十字社災害救護規則，1942：203-210.
- 36) 日本赤十字社：社史稿；第4巻1957：415-416.
- 37) 日本赤十字社：社史稿；第4巻1957：271.
- 38) 大震災の回顧，博愛；448号1924：30.
- 39) 高橋高：大正十三年大震火災救護業事摘要，博愛；456号1925：14-19.
- 40) 日本赤十字社愛知県支部：百年史，1988：123-125.
- 41) 日本赤十字社：社史稿；第6巻1972：207.
- 42) 災害救助法：法律第一八号，1947.
- 43) 日本赤十字社：社史稿；第6巻1972：195.
- 44) 日本赤十字社：社史稿；第6巻1972：217.
- 45) 災害対策基本法：法律第二二三号，1961.
- 46) 南裕子：災害看護学の確立に向けて；看護48(5)1996：84-88.
- 47) 尾山とし子金井悦子，小原真理子他：災害看護学確立に向けての基礎的研究 赤十字看護婦の国内災害救護活動状況，日本赤十字武藏野短期大学紀要；(12)1999：39-44.
- 48) 小澤武雄：小澤男爵講話百題，災害救護規定設定の趣意に就て(明四十四年九月四日)，博愛発行所，1916：509-519.
- 49) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：748-750.

原著

# 1891(明治24)年濃尾地震における日本赤十字社の 災害救護活動：岐阜県出張医員の記録史料から

川原 由佳里\*

## 要 約

本論文の目的は、1891(明治24)年濃尾地震における日本赤十字社の救護活動の実際を明らかにし、この地震における災害医療の課題を考察することである。史料としてこの地震で岐阜県に出張した医員の記録史料、日本赤十字社の書類綴愛知岐阜震災一件等を用いた。この地震で日本赤十字社は愛知岐阜両県にわたり12箇所の仮病院及び出張所を設置し、52日間にわたって再診含め1万人強の患者を診療した。これには創立以来、日本赤十字社が取り組んできた本社と支部による体制づくり、戦時救護のための人員材料等の準備が役立った。またこの経験をもとに日本赤十字社では災害救護を正式な事業に位置づけ、一層の組織づくりを進めた。この地震で出張した医員の記録史料からは、時代的背景のもとで実施された災害医療の特徴が明らかになるとともに、適切な病院施設の確保、被災者の心のケア、災害弱者への対応、現地の人々との協力關係、早期から復興に向けた支援の実施など、今日と共に通する災害医療の課題が明らかにされた。

キーワード：日本赤十字社、濃尾地震、災害医療、  
災害看護

## Ⅰ. はじめに

1891(明治24)年10月28日に発生した濃尾地震は、マグニチュード8.0~8.4と推定される日本の内陸で発生した過去最大級の地震であった。この地震により上

下6メートルもの断層が発生、近代洋風建築は無惨にも崩壊し、死者7,273人、全壊家屋142,177棟の被害が出た。この地震では、近代のさきがけとして、内閣をはじめとする近代行政システムが比較的迅速に対応し、また日本赤十字社などによる医療救護が実施され、諸外国からの義捐金が寄せられるなどの民間ベースの救援活動が行われた。また当時発達しつつあったマスメディアにより被害状況が刻々と全国に伝達されたのも特徴と言われている<sup>1)</sup>。

日本赤十字社の災害救護は1888(明治21)年の磐梯山噴火における救護が初めてであった。その後も赤十字社は1890(明治23)年のトルコ軍艦沈没や1891(明治24)年5月の大津事件でも積極的に救護員を派遣する意思を示してきた。しかしながら同年10月に発生した濃尾地震の時点では、日本赤十字社の社則はまだ戦時救護以外の事業を掲げておらず、そのため救護活動は皇后陛下の御内旨として行われた<sup>2)</sup>。

この地震では日本赤十字社は、愛知岐阜両県に亘り12か所の仮病院・出張所を設け、現地や派遣された他の医員たちと共に、52日間にわたり1万余名の患者を診療するなど、それまでにない規模で活動した。またその翌年である1892(明治25)年には社則を改定し、戦時救護と並んで日本赤十字社の一事業として災害救護を位置づけた。このように濃尾地震での救護は、日本赤十字社のその後の災害医療への取り組みを方向付ける大きな出来事となった。

濃尾地震という大規模災害においてどのような医療上の問題が起り、被災地に派遣された日本赤十字社の医員や看護婦<sup>注1)</sup>はどのような救護活動を行ったのか。本論文では濃尾地震発生当時、日本赤十字社病院の三等助手医員であり、岐阜県出張を命じられ大野郡古橋村および武儀郡関町の仮病院で救護を行った小山

\*日本赤十字看護大学

善の記録史料をもとに、濃尾地震における日本赤十字社の救護活動の実際を明らかにし、この地震での医療救護の課題を考察することを目的とした。

## II. 研究方法

### 1) 史料

#### (1) 小山善医員の記録史料

当時、日本赤十字社病院の三等助手医員であった小山善氏（以下小山とする）の記録史料である。小山はこの地震にて岐阜県出張を命じられ、大野郡古橋村および武儀郡関町の仮病院で救護を行い、一医員の立場から多くの記録を残した。これらの史料は親族が所有するものであり、その一部は調査のため日本赤十字看護大学に委託されている。日誌、電報及報告控、復命書他、小山宛書類、書簡、図書、雑誌新聞、写真、メモなどがある（図1）。

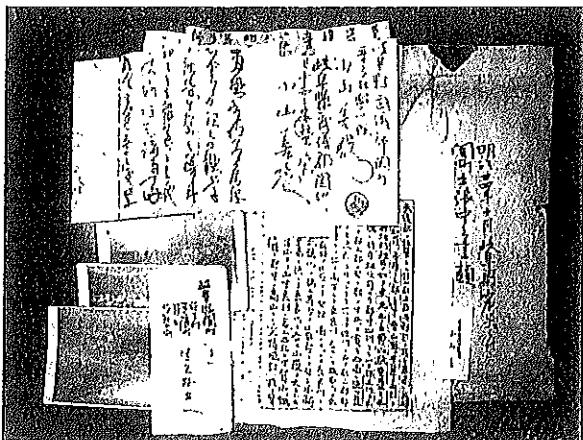


図1 小山善医員の記録史料の一部（個人蔵）

#### (2) 日本赤十字社書類綴『愛知岐阜震災一件他』

日本赤十字社が1877年（明治10年）に博愛社として創立されてから1945（昭和20）年までに作成された書類綴であり、明治村博物館所蔵（日本赤十字豊田看護大学保管）である。濃尾地震に関するものは7冊あり、震災発生の翌日である1891（明治24）年10月29日から1892（明治25）年にわたる文書が164件収められている。

#### (3) その他

日本赤十字社編纂の『社史稿』、『愛知岐阜震災救護成績報告』、愛知・岐阜県支部史の他、濃尾地震に関する資料を参考にした。

### 2) 分析の視点

分析は次の3つの視点から行った。

#### (1) 被災状況と現地の初期医療

濃尾地震という大規模震災における被害、傷病と現地医療の初期対応を記述し、日本赤十字社に対して救護員派遣の要請が行われた状況を明らかにする。

#### (2) 日本赤十字社の活動

『社史稿』ならびに『愛知岐阜震災一件他』を中心に、濃尾地震における日本赤十字社の全体としての活動状況を記述する。愛知岐阜両県知事からの救護員派遣の要請とそれに対する日本赤十字社の対応、救護のための人員材料等の準備状況、救護所の設置、救護成績、救護に要した費用等から救護活動の全体の特徴を明らかにし、それら救護活動を可能にした背景や、その後の災害医療の発展に及ぼした影響を考察する。

#### (3) 岐阜県武儀郡関町における救護の実際

小山の記録史料をもとに、小山が関町に出張することになった経緯、実際の関町の被害状況、仮病院の様子、負傷者の診療内容、救護員の生活、救護班の撤退など、公的な文書からは知ることのできない医療救護の実態を明らかにする。またこれらの活動のなかで小山自身が何に关心を寄せ、課題と認識していたかを追跡し、濃尾地震での医療救護の特徴と今日の災害医療に共通する課題を考察する。

## III. 結果

### 1) 被災状況と現地の初期医療

#### (1) 被災状況

1891(明治24)年10月28日午前6時37分の発生であった。轟くような響きと共に激震が起り、家が倒れ、人が死に、号泣の声が四方に満ちた。この瞬間、市民の狼狽は甚だしく、一家合い争って戸外に飛び出した。たまたま遅れて出たものは落ちてきた梁に打たれて死んだ。

岐阜では振動が止み、暫くして四方に火の手があがった。丁度、朝食の準備を始めた頃であったため、倒れた家の下にあった火気から火の手があがり、たちまち四方に広がった。直後より、師範学校、中学校の生徒全員および囚人が警察官に組織され、消火活動、人命救助に全力を尽くした。しかし火は西北西の風に煽られ、夕方または翌朝まで燃え続け、市街地の大半

注1) 本論文でも日本看護歴史学会の提案に基づき、「看護婦」「看護婦生徒」などその時代における名称を用いた。

は焼失した。

死因は圧死、梁に敷かれたままの焼死などであった。負傷者の創は面部か頭部が多かった。当時流行した洋風建築の倒壊では、煉瓦による頭蓋骨折挫傷の他、脚部等の圧創が多かった<sup>4)</sup>。

#### (2) 現地の初期医療

県立愛知病院には直後より四方から患者が担ぎ込まれ野外に溢れた。市中の開業医らは本願寺内に仮病院を設置したが、患者が大勢いるにもかかわらず、医療材料が破壊され、使用され尽したために、治療を施すことができなかつた。

また岐阜市内では、半壊した岐阜県立病院と師範学校に仮病院をつくり、治療を開始した。岐阜県では被害が大きかった割に医員が少なく、そのため軍医や愛知県、京都大阪等の医師の助けを得て、治療を行つた。村落部では数少ない医師が死亡、行方不明になるなどして、十分な診療を行えない地域もあつた。その一方、地元で名高い接骨医のもとに千名を超える患者が押し寄せ、治療を受けるまでに時間を費やし、悪化するケースもあつた。

#### 2) 日本赤十字社の活動

##### (1) 災害発生時の対応

地震発生当日の28日、愛知県、岐阜県の両知事は会議にて東京に出張中であり、内務省宛に送られてくる報告を聞き、すぐさま帰郷した。負傷者が多く、現地での医療では対応できないとの判断から、愛知県知事は29日午後に、岐阜県知事は同日夜に救護員の派遣を要請する電報を日本赤十字社に送つた。

佐野常民社長は皇后陛下に拝謁し、愛知岐阜両県への救護員派遣の御内旨を得た。先にも述べたように災害救護は日本赤十字社にとっては社則にはない活動であった。日本赤十字社病院では急遽、医員看護婦と救護材料の準備をし、愛知へは29日午後9時50分、岐阜へは30日午前8時発の汽車で出発させた。

第1回愛知県出張員の編成は医員2名、看護婦4名であった。岐阜県出張員の編成は被害がさらに甚大との報告を受け、事務員1名、医員3名、看護婦6名とした。救護材料は愛知県向と岐阜県向に2つ用意されている<sup>5), 6)</sup>。携帯品目には鏃子、鏃子などの医療器具、クロロホルムやモルヒネ、繩帶・油紙、氷枕、ゴム枕、石鹼、差し込み便器、赤十字の提灯と表札、蠟燭、各種記録用紙などが記されている。両県で救護材料の内容や点数、分類法が異なつておらず、當時まだ規定が整つていなかつたことがうかがえる。

出張した看護婦のなかには從来から日本赤十字社病院に勤めていた看護婦とともに、1890（明治23）年4月から同病院で養成が開始され、濃尾地震当時ちょうど一年半の学業を終えて、実務についたばかりの第1回生10名が含まれていた（第1回で5名、第2回で5名が出張した）<sup>7)</sup>。彼女らは1891（明治24）年5月飯田町から渋谷に移転したばかりの病院の寄宿舎に住んでいた。

出発する卒業生に対して佐野常民社長は、習得した看護法を実地に応用することの他、「至誠以て救護に従事すべきこと」、「奮勉以て難苦を堪へべきこと」、「節操以て品行を慎むこと」の3つの要件を厳守すべきと訓示した（図2）。負傷兵を敵味方の別なく救護するかのように貴賤貧富に分かたず懇意に看護を行うこと、霜や風雨に冒され、山野の間に夥多なる患者を救護するのだから不撃不屈の精神でこれにあたること、そしてその功績が水の泡にならぬよう品行を保ち、本社看護婦たる名誉を失墜してはならないと申し添えた。

汽車は新橋から出発した。地震の朝、名古屋行き汽車は浜松までしか通じていなかつたが、30日からは豊橋まで開通した。救護員たちは舟で川を渡り、人力車や籠を乗り継いで県庁に向かつた。そして県庁担当者との協議の後、担当する被災地に向かつた。

両県知事から救護員を要請する電報が届くまで約1日半、電報が届いてから準備をして出発するまで約半



図2 日本赤十字社書類『愛知岐阜震災一件明治二十四年』より出張看護婦へ申合大意（左）（博物館明治村所蔵）

日、さらに出発してから現場到着までに2日間、発生より4日を要している。決して早いとは言えないが、その時代の通信ならびに交通手段の限界とそれらの災害による寸断などを考えれば、最大の努力が払われたと考えるべきであろう。

#### (2) 救護活動の概要

日本赤十字社の『愛知岐阜両県救護成績報告』<sup>9)</sup>によれば、結果的に日本赤十字社は両県に設置された全救護所56カ所のうち愛知県（犬山、小牧、小折、岩倉、蟹江、甚目寺）、岐阜県（古橋、鵜沼、関、佐波、美江津、大垣）等の計12カ所を担当した。救護期間は10月31日（発生後4日目）から12月20日までの52日間、医員31名（名古屋支部医員19名、京都支部医員3名を含む）、看護婦21名（うち10名は看護婦養成所の第一回生）、調剤員2名、事務員2名を派遣し、患者総数入院、外来あわせて10,194名（再来患者を含む）を診療した。そのうち死亡者は入院患者10人、外来患者1人であった。なお全救護所数56のなかには町の開業医によるものも多数ふくまれている。当時の医学界は、漢方医、蘭医の時代を経て、帝国大学医科大学や日本赤十字社などが取り入れたドイツ式医学を中心とした近代医学への変革期であった。自ずと外科手術が必要な重傷者は日本赤十字社や帝国大学が担当し、軽傷者は開業医らが担当するという体制となつた<sup>10)</sup>。

この地震で本部の支出した救護費は2,796円余、京都支部が497円で合計3,294円余<sup>注2)</sup>であった。ここには皇室からの恩賜金、社員や有志者からの寄贈金を含まれている。その他有志者より米、食料、衣類、織帶材料などの物品（篤志看護婦は病衣1100枚）が寄贈された他、鉄道院は人員材料の輸送費を半減し、郵船会社及び内国通運会社は貨物の無賃輸送を行うなどして協力した。またドイツ・ベルリンの日赤特別社員アレキサンドル・シーボルトが有志者とともに義捐金を募集し、ドイツ通貨にて6900マルク<sup>注3)</sup>を日本赤十字社に寄託し、義捐金が両県に送付された<sup>11)</sup>。

#### 3) 岐阜県武儀郡関町における救護の実際

ここでは小山の記録史料を中心に岐阜県武儀郡関町における救護の実際について述べる。

##### (1) 出張までの経緯

小山個人の日誌<sup>12)</sup>には、地震発生の10月28日6時頃、

東京でも大きな地震があったことが記されている。小山は29日午後、愛知県知事からの要請により出張する医員の代理として残留するため日本赤十字病院から呼び出された。10月29日夕遅く、岐阜県知事からも救護員派遣の要請があり、両県に出張するため大慌てで材料を準備する病院内の様子が描かれている。小山の残留は同年5月の大津事件にて出張した労をねぎらってのことであった。しかし小山は何時出張を命じられても対応できるように病院内で救護材料を準備し、待機していた。

愛知に比べて岐阜県の被害はさらに甚大であるとの報告から、出張員を増加することになり、ついに小山も出張することになった。小山を含む第1回岐阜県出張員たちは、10月30日朝8時の汽車にて出発、深夜岡崎に到着、数時間の仮眠をとり未明に出発、10月31日午後6時に岐阜県庁に到着した。

11月1日から的小山の電報及報告控<sup>13)</sup>には、県庁との協議に基づき、11月1日午前1時に大野郡古橋村に仮病院を開設し、治療を開始したことが記されている。さらに医員・看護婦の追加を望む岐阜県からの要請により、第2回出張員が増遣された。それを待つて11月5日からは小山善、大森英太郎の医員2名は武儀郡関町に出張、関町仮病院を設置した。なお関町に出張した看護婦は安江ヤエ、山丘ツ子（以上は従来看護婦）、曾我經爾、青柳ナヲ（以上は卒業看護婦）であった（図3）。なお安江ヤエは岐阜県賀茂郡東白川村の出身であった。



図3 日本赤十字社病院看護婦養成所第1回卒業生写真 青柳ナヲ（右）と曾我經爾（左）（日本赤十字看護大学所蔵）

注2) 現在の貨幣価値に換算して1600万円強。なお明治24年の米価3円64銭を参考に算出。

注3) 現在の貨幣価値に換算して1800万円弱。為替レート1円を約2マルクとして算出。

## (2) 関町の被害と仮病院

武儀郡関町の市街では火災が発生し、半分の地域が焼失した。小山が関町で見聞きし、電報及び報告控に記した被災者の記録である。

三浦文吉は震動後一時、家の外に這い出したが文吉の父母弟の3名が半壊の家屋に残され救助を求めたので再び家中へ飛び込んだ。すると家は全壊となり父弟の叫び声が止んだ。母は幸いにも外へ這い出ましたが、救助に入った文吉は家屋が全壊した際に両足を桁梁に挟まれ、這い出そうとするもかなわなかった。文吉自らその屋根板を破り半身家外に出て救助を求めたが桁梁が重く容易に救いだせなかつた。その内火が家に燃え移り今にも文吉の体に燃え移ろうとしていた。その際苦痛に耐えきれず、合掌して殺してくれと願ったが応じる者はなかった。生きながら父弟と3人は焼死した（筆者が現代文に改変）。

関町では4名いた医師のうち2名が火災により負傷、1名の漢方医は外科的治療を行えず、また西洋医は地震により医療材料を失い、治療できない状態となった。負傷者は警察に押し寄せ、警察官は機転を利かせ、夏の伝染病流行の際に使用する石炭酸で重傷35人の創傷を洗浄し綿帶をしたが、続々と患者が集まり、それ以上処置ができなくなつた。岐阜市内も同じく被害が甚大で、医師派遣の請求に応じてもらえなかつた。飛驒高山へ帰郷中に関町を通過した医師に治療を依頼したが、同じく医療材料が不足し、治療が行えない状態となつた。そのため関町の警察署長は岐阜県庁に医師の派遣を要請し、それに日本赤十字社が応えることになつた。

日本赤十字社から派遣された第2回出張員のうち看護婦4名が、11月4日まず関町に到着し、高山の医師を助力した。翌日5日午後2時には、大野郡古橋村より小山、大森医員が到着し、日本赤十字社関町仮病院が設置されることになった（これにて6日高山の医師は帰郷した）。

現地では医員たちの到着前から、警察所の隣に仮小屋を立て、負傷者を集めて待っていたために、医員たちの到着に大変喜んだと記録されている。この仮病院となった仮小屋は、焼失地に建てられた藁葺き小屋で、奥行き2間半（約4.5m）間口20間（約45m）で3室あり、そのうち中央の1室が診察室になつた。床には藁を敷きつめその上に畳が敷かれており、幕を張つ

て遮光や戸の代わりとしていた。小山は当初より、この仮小屋では雨や湿気を防げず、感染症などが発生する恐れがあると考え、被害の少なかった近隣の学校か劇場を仮病院としたいと主張したが、余震を恐れて誰ひとり従うものがなかつたため、11月10日まではこの仮小屋での診療を行うこととなつた。

11月11日にはようやく周囲を説得して仮病院を学校に移転することができた。講堂の2室（各15坪）を男子と女子の病室とし、男子の病室に向かうように6畳一間の看護室をつくつた。風通しも良く、障子戸で光線を和らげることもできた。仮小屋はそのまま診療室とし、土間が手術室となつた。倒壊の危険があるために裏手を玄関としていたが、いずれの仮病院にも、赤十字の旗と提灯が掲げられ、赤十字社第二関町仮病院の表札が掲げられた。

住民は治療風景がめずらしく見世物小屋のように集まってきたため、警察が取り締まり、手術は人の少ない夜間に行つた。警察は住民の家の戸を一軒ずつ訪問し、生存状況や負傷者の有無を確認した。また住民に日本赤十字社の由来や、皇后陛下の下賜により治療が無料であることを語つて聞かせ、負傷者には受診を勧めた。また診察に訪れる患者を整理し、患者や日本赤十字社の出張員に食事を用意したりするなどして協力した。小山は鉛筆書きで、警察の監督のもと、救護所までもつこ（巻）で運ばれる負傷者の絵や創の絵を残している（図4）。

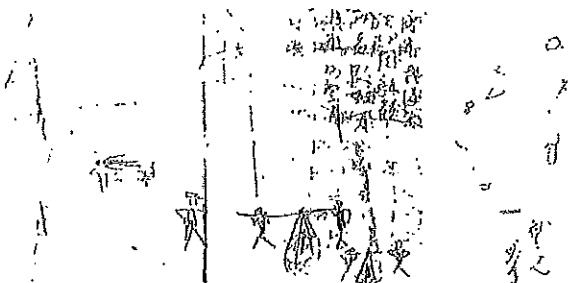


図4 小山の記録史料より鉛筆書きメモ 警察の監督のもと負傷者がもっこで運ばれる様子（左）と頭部裂傷のスケッチ（右）（個人蔵）

## (3) 負傷者の診療

関町の負傷者は、棟・梁・柱・壁などの落下が原因による打撲（半数が胸と腰）が最も多く、次に骨折・脱臼が多かつた。全数の10分の1が重傷者で、腰部打

注4) もっこ（巻）とは、網状に編んだ縄または藁蓆（わらむしろ）の四隅に吊り網を2本付けたものである。吊り網がつくる2つの環にもっこ棒を通し、前後2人でもっこ棒を担ぎ、使う。主に、農作業などで土や砂を運搬することに使用されるが、人を乗せることもある。

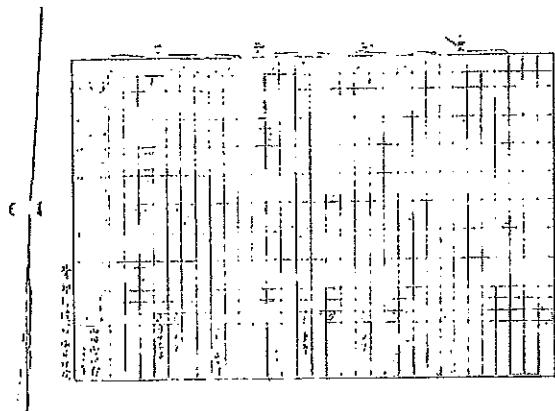


図5 小山の記録史料より体温表 山田源次郎 三十六歳 背部打撲(切瘻尿便閉) 明治24年11月4日から11月30日(個人蔵)

撲による脊髄炎症のため、下肢麻痺・尿便閉をきたすものもいた(図5参照)。その他としては裂傷・挫創が多かった。四肢の切断を要するものは少なかった。負傷者の創傷については『社史稿』も次のように記している。

創面ハ總テ數日ヲ經タルヲ以テ 既ニ化膿若シクハ腐敗ニ傾キ 甚キハ二十日以上ヲ經テ始テ治療ヲ乞フ者アルニ至レリ 例ヘハ頭部裂傷者ノ如キ 其凝血毛髮塵埃ト共ニ乾燥シ硬固ナルコト板ノ如ク 一ヒ毛髮ヲ去レバ 腐敗性ノ貯膿血液ト共ニ流出シ 或ハ内ニ蛆虫ヲ充タスアリ 一般傷者ノ状況概ネ之ニ類セサルハナシ 然レトモ治療後ノ経過ハ頗ル善良ニシテ 繼発症發熱等ヲ來スモノナク 速ニ治療ノ功ヲ奏シタルコト 蓋シ平常健康ナル農夫ノ身体自ラ然ラシムルモノニシテ 実ニ自他ノ僥倖ト謂ハサル可ラス<sup>14)</sup>

負傷者の運搬については、ほとんどが荷車に乗せられて来院したが、地震により道が寸断された村落の人々は戸板やもっこ等で来院するか、体格の良いものに背負われてきた。また高齢あるいは極めて重症で仮病院まで来ることのできない者には往診治療をした。被災地のほとんどの人々が、骨折脱臼は古来の整骨術になければ治療できないものと信じ、民間の施術家に依頼した。この地方では特に人気のあった浅井村の接骨医森林平氏には大勢の患者が訪れたが、その軟膏治療を受けても治癒しないために来院した人々のなかには、膿瘍や仮骨を形成し、治療が困難なケースもあった。やがて関町でも、日本赤十字社の評判を聞いて治療を受けにくる者が増加し、遠方からわざわざ評判を聞いてくる者もいた。

治療では、裂傷、刺傷などで化膿している場合には、クロロホルムを麻酔として使用して手術を行い、切開

排膿、洗浄した。手術後の経過は順調で発熱や合併症はほとんど起こらず、人々は驚異的な回復力で治癒した。骨折では上肢はギブスを当て、下肢には大工につくらせた斜面あるいは副本を用いて整復した。なお斜面、離被架、添え木、便器等は現地の手作りで大変具合がよかつた。脱臼は整復して環納後、安静によって治療した。関町ではほとんど切断手術は行われなかつたが、周辺の仮病院を巡回した小山は施行された切断手術の成績が13人中8人が死亡と好ましくなかつたことを記録に残している。最終的には、関町で278名を治療した。

治療場面における看護婦の活動については詳しい記述がないが、記録写真には看護婦が負傷者を担架で搬送する姿や、看護婦が頭部外傷部位などを洗浄している姿が写っている。看護婦たちは手術にあたって医療器具の消毒、洗浄、繻帯交換などを行ったと考えられる。小山は日本赤十字社病院で看護婦生徒に繻帯法を教えていた立場でもあった<sup>15)</sup>。

入院については、不在中の家具財産や老人や乳幼児などを心配して、嫌がる傾向があったので、状況に応じて自宅療養を許可し、往診を行った。入院の布団や衣類や食事まで必要であれば無料で支給されることが知られるようになると、特に貧しい人々は入院を希望するようになった。入院患者の衣類・食事は持ち込みとなっており、持ち込むことができない場合、衣類は日赤から、食事は警察から支給された。

入院患者の便秘が問題となったことも記録されている。骨折や脱臼の治療のため体位の制限を受けていたために生じたのであろうか、患者によつては半月も排便がなかつたという。ヒマシ油を用いて排便を促したところ大量の便が排泄され、繻帯を汚すなどして看護婦らが大変困惑したこと、小山が看護婦へなお一層患者に懇意丁寧に接するよう注意を促したことなどの記録がある。その他、日中暖かいときには、入浴できる患者には入浴をさせ、また入浴できないものは念入りに拭淨法(清拭)を行つたこと、男性患者に髭剃りが行われたことなどが書かれている。

被災者たちは余震で倒壊することを恐れて自宅には住まず、裕福な人々は竹藪や桑畠に仮小屋を建てて住み、貧しい人々は古い戸板や木々を集めて住み、その中で寝泊まりした。地震発生から1ヵ月近くたつても大砲のような音とともに余震が来ることもあり、その都度家から飛び出した。また11月30日までに大きな地震がやってくるという流言もあり、人心は落ち着

かなかつた。

関町では地震発生から10日間は炊き出しがあり、1200人余りが食事をしたという。また地震によってしばらく井戸の水は濁ったままだった。貧しい人たちの生活復興は大きな問題で、瓦礫運びなどによって賃金を与えるなどの他、北海道への移住などの議論もあった。物価は警察により統制されていた。

11月ではあったが気候は寒く、21日には霜が降り、27日には初雪、岐阜県から布団が配給されている。12月には道が凍り、手洗いの水に氷が張るようになったと記録されている。雨はそれほど降らなかったが、仮小屋にすむ貧しい人々については寒さ、栄養状態、衛生状態の悪化から、感染症が蔓延することが心配された。

なお蠅については関町はそれほどひどくなかった。古橋村では蠅が病人に集まる他、飲食物にたかり、医員は食べる気がしなくなったほどだった。

#### (4) 救護員の生活

関町仮病院では11月5日から8日までは医員と看護

図6 小山の記録史料より電報及報告控 11月14日付で看護婦4名いすれも健康で精勤、評判宜しく、交代で徹夜し看護していると報告されている（個人蔵）

婦は、警察巡查、郡書記、小使いなどとともに病室の一隅で寝起きしていたが、11月9日より医員と郡書記は友竹館という旅館の玄関に寝泊まりできるようになった。この旅館も地震が強ければ倒壊の危険があったが、小山はようやく眠れるようになったと記している。看護婦たちは昼間も疲れているにもかかわらず、交代しながら徹夜で看病をし、一生懸命勤めたと記録されている（図6）。彼女らも11月11日からは移転された学校の看護婦室に寝泊まりしたものと考えられる。

#### (5) 救護班の撤退

小山はすでに11月7日の時点で、警察署長と協議して、在住の町医の都合がつき次第、助力を依頼し、徐々に開業医ら4名と一緒に負傷者の救護に従事できるようにし、消毒材料を与えて自分たちは古橋村に戻るつもりであると記録している。

実際には11月19日から、開業医の3名（別課医学生西尾一二、旧愛知病院医牧野長太郎、江馬春齡同窓太田敬一）とその書生3名が外科診察を担当することになった。また開業医の妻らも看護を希望し病院にやってきた。回診衣や看護衣なども赤十字社のひな型をとって新調するなどして、意欲的に取り組んだ。

患者数も減少したために関町仮病院医員の大森英太郎は19日に名古屋に行き、引き上げの相談をした。佐野常民社長の意向は11月25日総引き上げであったが、現地の住民と県庁の意向もあり、開業医らによる診療の体制が整うまで30日まで在留した。12月1日には開業医らの監督のため大森医員1名を残し、引き上げとなつた。小山や看護婦たちは12月1日関町を出発して名古屋に一泊し、同月2日朝8時、名古屋発の汽車に乗り同夜10時に帰京した。

帰京後、12月9日に日本赤十字社では旅費手当が支給されている。2等医員岩井禎三の30円を筆頭に、医員等は日数に応じて20円、15円が支給された。派遣された看護婦たちのうち、卒業看護婦は一律5円、従来看護婦のうち数名は5円50銭ないしは6円の支払いを受けている。また出張員たちには政府から木杯、褒状の授与も行われた<sup>15)</sup>。

## IV. 考察

### 1) 日本赤十字社の組織的な救護活動とそれを支えた要因

1891（明治24）年の濃尾地震では日本赤十字社は愛知岐阜両県にわたり12箇所という最多数の仮病院及び

出張所を設置し、52日間にわたって再診含め1万人強の患者を診療した。当時の水準ではあるが日本赤十字社は、大規模災害に際して迅速で質の高い医療救護を行える組織として活動することができたと考える。

当時、日本赤十字社は災害救護を正式な事業として位置づけていなかったため、救護は皇后陛下の御内旨として実施されたが、平時の活動としての災害救護に関心を持っていた。海外各国赤十字社が災害救護を平時の事業として位置付ける動きがあることを早くから察知するとともに、1888(明治21)年の磐梯山噴火に続き、トルコ軍艦沈没、大津事件等に際して積極的に救護員の派遣を行う意志を示した。

また被災地の代表である愛知岐阜県両知事も、濃尾地震が発生する以前から、日本赤十字社ならびに同社の災害救護に関する実績を知っていた可能性は高い。1880(明治13)年にも日本赤十字社は多額の活動資金の供出を地方長官に求めており、1887(明治20)年には地方委員及び支部規則を定め、有事の際の活動を組織的に行うための拠点づくりのため、知事(当時は官選であり地方長官)にその長を兼務するよう委任した。実際、濃尾地震発生時、愛知県知事は支部長を(明治20年から委員長、22年から支部長)を兼務し、岐阜県知事は岐阜県委員長(明治23年から)を兼務していた<sup>16)</sup>。この地震での各県知事からの救護員派遣の要請、それへの日本赤十字社の迅速な対応はこのような背景のもとに行われたと考えられる。

またこの地震では日本赤十字社から多数の医員と看護婦が派遣されたが、これについてもその2年前となる1889(明治22)年に制定された日本赤十字社予備医員規則と看護婦養成規則による人員の準備に負うところが大きい。これらの規則は戦時救護において必要な医員看護婦を確保する目的で制定されたもので、医師については内務省医術開業免状を有することを条件の一つとしていた。なお規則制定から濃尾地震の発生した1891(明治24)年までの間に、誓約した医師は全国で135名であった。濃尾地震では本社医員の他に、名古屋支部の予備医員が19名、京都支部の予備医員が3名協力しており、免許をもつ医員を確保していたこの意味は大きかったと思われる<sup>17)</sup>。

また看護婦についても、1889(明治22)年制定の看護婦養成規則に基づいて、翌1890(明治23)年4月から日本赤十字社病院での養成が開始されていたために、濃尾地震では1年半の学業を終えて実地についたばかりの第1回卒業生10名が参加することができた。卒業し

た看護婦たちは従来から日本赤十字社病院で勤めていた看護婦の指導のもとに、学んだ消毒法や治療介助、繃帯法、看護法等の知識を実地に応用し、活躍したと考えられる。濃尾地震における看護婦の派遣はこうした事情にも支えられていた。

救護に必要な資金と材料についても同様に、日本赤十字社では創立以来10余年の間、戦時救護を目的として資金の増加に努め、必要な材料を準備すべく努力を続けていた。日本赤十字社は1891(明治24)年当時、総資金額が5万円強しかなかったにもかかわらず、戦時準備として傷病兵を収容する病院を計30個用意するという壮大な計画をもっていた。その必要経費の総額は10万円強である。しかしその実情は、1894(明治27)年の日清戦争開始時においても「予備医員・看護婦の人員は甚だ少なく、衛生材料の準備のごときは僅かにその標本を募集したに過ぎない状況」<sup>18)</sup>であった。

濃尾地震では最終的には1万人を超える患者を診療したが、その救護で支出された経費は3千円強(下賜金を含む)にすぎず、戦時準備計画に比べて圧倒的に規模が小さい。この震災で経費や材料準備の問題を論じる史料はないが、小山の日記に書かれているように出張直前の救護材料の準備に大慌てしている様子からは、当時はまだ平常の診療はできても災害時にすぐ出発できるほど準備は整っていないかったと推測される。

日本赤十字社ではこの濃尾地震での救護経験をもとに、翌年の1892(明治25)年に社則を改定し、戦時救護と並んで天災救護を一つの事業として位置づけた。その後1900(明治33)年に天災救護規則<sup>19)</sup>を制定、その4年後の1904(明治37)年の改定で、天災救護を本社ではなく、支部の事業とした<sup>20)</sup>。こうして地方で起こった災害に対しても迅速な対応ができるよう組織づくりを進めていった。わが国の災害対策のなかで医療救護が重要な対策の一つとして法的に認められるのは太平洋戦争以降であるが、このことからしても、この地震での救護は、日本赤十字社の災害救護事業の発展の布石となり、わが国の災害医療の端緒を開くものとなったことが分かる。

## 2) 小山の記録史料に見る濃尾震災での災害医療の課題とその今日性

小山の記録史料は日々の出来事についての詳細な記録であるとともに、彼が一医員の立場で関心を寄せ、課題と考えた事項を映し出すものとなっている。ここではそれらを辿りながら濃尾地震での医療救護の特徴と今日の災害医療に通じる課題を考えてみたい。

当初、岐阜への出張が決定し、現地に到着するまでの間、小山が懸念したのは、現地で救護を実施できるかということだった。その背景には先に述べた同年5月の大津事件の経緯もあるが、当時テレビ等のメディアが発達しておらず、詳細な被害状況が不明のまま出发せざるをえない救護員の率直な心情であろう。現地に近づくにつれ、小山は被害の甚大さを目の当たりにし、心痛を覚え、その心配が不要であったことを理解した。

被災地の人々は小山をはじめ日本赤十字社の救護員の到着を喜んだ。しかし仮病院を設置してしばらくの間、傷病者たちが積極的に治療を受けにこず、それが彼の懸念することとなった。治療費が無料であることが知られていなかったことと、当時、日本赤十字社や帝国大学が行ったようなドイツ式医学に基づく外科治療はまだ一般的ではなく、人々は従来の漢方医や整骨医による治療を求めることが多かったからである。小山の担当した武儀郡関町では、警察が一軒ごとに傷病者の有無を調査し、彼らを説得して治療を受けさせた。日本赤十字社の活動が人々に知られ、遠くからも人々が治療を受けにくるようになったのも、彼らの尽力に負うところが大きかった。

一外科医として医学的な関心から、小山は周囲の仮病院を訪問し、四肢切断術の成功率を調査した。小山自身は適応となる患者がいなかったためか、四肢切断術は実施していない。関町では地震発生後1週間を過ぎた時点で治療を開始したこともあり、むしろ小山が問題としたのは、軟膏処置等の不適切な処置を受け、放置したために悪化した患者の外科的処置や、治療後の回復過程における敗血症の発症予防および後遺症としての尿便失禁への対応であった。また治療を受けた患者たちがみな驚異的な回復力で治癒したこと、印象に強い出来事として記録された。

注目されるのは、小山が負傷者の療養環境や一般の人々の居住環境について強い关心を示したことである。彼は藁葺きの仮小屋は不衛生であるばかりか、湿気が多い、風通しが悪い、日当たりを調整できないなど問題が多く、そこに人々が寄り集まって暮らすことは、傷病者はもちろんのこと健康な人々であっても適切ではないと考えた。地震によりほとんどの建物が倒壊した状況で、安全かつ衛生的な建物を探することは困難だったが、抗生素がまだ開発されていない時代、環境が原因で人々の間に感染症が蔓延することや、治療を施した患者が命を失うことは避けなければならなかつ

た。

また小山は、地震により肉親や家財産を失ったショックに加え、余震によって繰り返し恐怖を体験せざるを得ない状況にある人々の心の問題にも着目し、それが不適切な居住環境などの要因と重なり合って、人々の健康に及ぼす影響を心配した。これらは災害時の心のケアとして今日と共に共通する課題である。記録にも、小山が看護婦たちに対して懇切丁寧に患者に接するようにと指示した場面が残されている。

さらに現地に出張して救護を行う立場として、小山が警察官などの現地の人々と良好な関係を築き、協力を得ながら活動したこと、また復興に向けて早期から町医などの現地の専門家をサポートし、機能を回復させようと努力したことが注目される。また生活復興に関しても、とくに高齢者、子供、貧民など災害弱者と呼ばれる人たちへの特別な配慮が必要であることを書き留めた。これらも今日と共に共通する課題と考えられる。

## おわりに

日本はその風土上、自然災害に繰り返し見舞われてきた歴史をもつが、それら災害に対する対策は長い間、人命救助というよりも生存者の生活復興支援を中心してきた。もちろんそれ以前にも災害時に医療を行う個人や団体はあっただろうが、濃尾地震が発生した当時、災害時に組織的にかつ迅速に医療を行うという考えはまだ一般的ではなかった。そもそも災害医療自体、西洋医学を中心とした医療が発展することによって可能になったのであり、また人命尊重や人道援助の価値が人々に認識されるようになって、その必要性が認められたものである。今回の小山の記録史料を中心とした調査では、そうした時代的背景のもとで実施された災害医療の特徴が明らかになるとともに、今日と共に共通する災害医療の課題も数多く明らかになった。今後は、この濃尾地震での被害、医療上の問題、そして日本赤十字社をはじめとする医療救護団体の活動が当時のマスメディアによってどのように伝えられ、人々に評価されたのか、それらがその後の災害医療の発展に及ぼした影響について明らかにしたい。

## 謝辞

本研究にご指導ご協力くださった吉川龍子氏、小山善孝氏、博物館明治村、日本赤十字豊田看護大学河合利修氏に深く感謝申し上げます。

## 引用文献・資料

- 1) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会：1891濃尾地震報告書、2006:202-203.
- 2) 川原由佳里：日本赤十字の災害救護関連規則の歴史、日本看護歴史学会誌；2007：10-21.
- 3) 北原糸子他：地震研究所所蔵の濃尾地震と明治三陸津波の「新聞切抜」帳について；16号1997.
- 4) 片山逸朗編：濃尾震誌、製紙分社、1893.
- 5) 名古屋出張医員携帯品目、愛知岐阜震災一件二号、1891年10月29日
- 6) 第一回岐阜県出張携帯品目、愛知岐阜震災一件二号、1891年10月30日。
- 7) 日赤中央女子短大史研究会：日赤看護婦の最初の災害救護活動、日赤医療センター報；110号1981。
- 8) 出張看護婦へ申合大意、愛知岐阜震災一件（四冊ノ内一）十六号、1891.
- 9) 日本赤十字社：愛知岐阜両県救護成績報告、1891.
- 10) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会：1891濃尾地震報告書、第3章濃尾地震における災害救援医療、2006:122-123.
- 11) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1911：1612-1613.
- 12) 小山善氏個人の日誌、1891年10月28日～10月31日。
- 13) 電報及び報告控、1891年11月1日～11月19日。
- 14) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：1608.
- 15) 愛岐震災地出張員小板忠重其他へ政府ヨリ行賞ノ件、愛知岐阜震災一件（4冊ノ内1）二十八号、1891.
- 16) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：220-265.
- 17) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：657-662.
- 18) 日本赤十字社：日本赤十字社天災救護規則、1900.
- 19) 日本赤十字社：例規類纂、本達第十六号、日本赤十字社天災救護規則、1904.

研究報告

日本赤十字社の看護師等養成施設・病院における  
看護歴史資料の所蔵・保存・利用状況調査

殿城 友紀, 川原 由佳里, 山崎 裕二, 川嶋 みどり

A Survey of Collection, Preservation, and Utilization of Historical Materials which are Owned by Training Facilities and Hospitals of the Japanese Red Cross Society

TONOKI Yuki, KAWAHARA Yukari,  
YAMAZAKI Yuji, KAWASHIMA Midori

キーワード：日本赤十字社、看護史、看護師養成、史料、調査

Key Words : the Japanese Red Cross Society, nursing history, nurse training, historical materials, survey

Abstract

The purpose of this study is to clarify collection, preservation, and utilization of Historical Materials which are owned by Training Facilities and Hospitals of the Japanese Red Cross Society.

A questionnaire was sent to 124 Training Facilities and Hospitals of the Japanese Red Cross Society, and 77 responded.

As results, these facilities and hospitals administer historical materials by their own way. Their ways for preservation and utilization are inadequate because of in the absence of people in charge of administrator, lack of budget, storage, and knowledge.

Some Training Facilities and Hospitals of the Japanese Red Cross Society have reorganized, integrated, and closed in recent years, which caused by educational innovation or dilapidated buildings. There is to be apprehensive about the future for historical materials owned by them.

It needs further study, and it is necessary to enlighten people and maintain database for administration, to structure network among facilities and hospitals.

要旨

本研究の目的は、日本赤十字社の看護師等養成施設・赤十字病院の看護歴史資料の所蔵・保存・利用状況を明らかにすることである。日本赤十字社の看護師等養成施設・病院124施設に調査票を配布し、77施設より回収した。結果、これらの施設の多くが看護に関する資料を所蔵し、独自に収集・保管・利用して

いることが明らかにされた。しかし、人員不足・担当者の不在・予算・所蔵場所・知識不足の理由により十分な保存・利用がなされていない現状があった。近年、教育改革や施設の老朽化などから改組・統合・閉校・閉院などが進んでおり、歴史的に価値のある資料の廃棄・損傷・紛失などが懸念される。今後さらに調査を進め、歴史的に価値のある資料の保存に関する啓発を行うこと、史料の収集・保存・利用を有効に行うためのデータベース化や各施設間のネットワークづくりの必要性が示唆された。

## I. はじめに

日本赤十字社病院での看護師養成が開始されてから今年で110余年である。日本赤十字の看護といえば、戦時・災害時の救護看護師による活躍が一般的に知られているが、日本赤十字社が国家的な規模で保健医療を担うマンパワー養成を行ったことは、世界の他の赤十字組織にはあまり例を見ない歴史上の特徴である。

日本赤十字社の看護師養成に関する歴史研究は、その中枢的機関であった東京の日本赤十字社（中央）病院での養成に焦点をあてたものが多い（亀山、1984）。支部での看護師養成の実態や支部卒業生の動向、それに影響を及ぼした各地方の事情や本社との関係等を明らかにする研究は少なく、さらに全体的な観点から日本赤十字社の看護師養成を明らかにしようとするものは見当たらない。

日本赤十字社の看護師養成の全体像を明らかにするためには関連史料の発掘が不可欠であるが、現在のところ全国各地の養成施設、実習病院がどのような史料を所蔵し、保管管理しているかについては十分に明らかにされていない。過去、日本赤十字社の行った調査は支部のみが対象で、看護師養成の拠点となる養成施設や病院は含まれていなかった（日本赤十字社企画広報室、1999）。また高橋ら（2006）は全国の看護系教育機関、病院、関連団体、日本赤十字社・各支部、図書館・博物館などの広範な対象に、看護関連史料の所蔵状況を調査しているが、所蔵されている史料の詳細やその保管・利用方法については明らかにされていない。

現在、日本赤十字社では関連史料の蓄積や公開は、各施設や個人の意思に任せられている状況である。また近年では養成施設や病院の統廃合、建物そのものの老朽化によって閉鎖・改築・移転などが行われており、史料の散逸が危惧されている。その意味でも日本赤十字社の看護婦養成施設ならびに病院を対象に、所蔵されている看護関連史料を調査し、各施設の保管利用状況を確認することで、史料散逸や劣化の防止に向けた対策を考えることが必要と考えた。

以上により、本研究では、日本赤十字の看護師等養成施設（以下、養成施設と呼ぶ）・赤十字病院（以下、病院と呼ぶ）の看護歴史資料の所蔵・保存・利用状況を明らかにすることを目的として調査を実施した。

## II. 研究方法

### A. 研究デザイン

質問紙を用いた調査研究である。

### B. 調査対象

2006年時点における日本赤十字社の看護師等養成施設33校と赤十字病院91施設の計124施設とした。

### C. 調査期間

2006年6月10日～8月31日

### D. 調査の枠組

質問紙は、高橋ら（2006）による「日本の看護歴史関連史料の専門的基盤整備のための調査研究」において使用されたものを参考にした。全国の看護師等養成施設と病院がどのような史料を所蔵しているかが分かるように、貴重な史料の目録の送付を依頼し、ない場合には所蔵資料のリスト作成を依頼した。また、保管利用状況の詳細を明らかにするため、保存方法やそのための予算、展示の実際などについて質問項目を追加した。（表1）

### E. 調査方法

全国の養成施設学長ならびに病院の事務長宛に研究班より直接調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。

### F. 分析方法

各項目の記述統計を行い、自由記述については内容

表1. 調査内容

1. 養成施設・病院プロフィール
2. 出版物の有無（沿革史・同窓会誌等）
3. 看護関連史料の所蔵
4. 看護関連史料の収集計画
5. 所蔵物の保存管理ならびに問題点
6. 所蔵物の利用状況
7. 看護婦養成または救護・医療活動に関する重要な史料
8. 赤十字の看護・医療に関する史料の収集・保存・利用に関するご意見（自由記述）

に基づいて分類し、分析を行った。

#### G. 倫理的配慮

回答は各施設の自由意志に委ねた。回答内容はリスト作成時など所蔵場所を明記する必要がある場合を除いて、養成施設・病院が特定されないよう匿名で処理し、調査結果は還元した。

### III. 結果

#### A. 回収率

調査用紙を配布した124施設中77施設から回収された。回収率は62.1%であった。そのうち看護師等養成施設の回収率は69.7%（33施設中23施設）、病院の回収率は59.3%（91施設中54施設）であった（表2）。

以降、各々の結果についての割合は各設問の有効回答数に対して算出した。

#### B. 出版物の有無

沿革史と同窓会関連の出版物の発行状況について質問した。各施設の沿革史の発行状況については「発行している」と回答したのは養成施設の43.5%、病院の59.3%であった。「作成する予定である」と回答したのは養成施設の13.0%、病院の9.3%であった。同じく同窓会関連の出版物を「発行している」と回答したのは、養成施設の69.6%、病院の66.7%であった。

#### C. 看護関連史料の所蔵

看護に関連のある歴史的に貴重な史料の所蔵状況を知るために、所蔵している史料の種類、その史料の年代について質問した。看護に関する貴重な史料を「所蔵している」と回答したのは、養成施設の87.0%、病院の50.0%であった。

所蔵物の種類（複数回答）については、図1に示したとおり、「写真」が39.0%と最も多く、次いで「書籍・雑誌・新聞」が35.1%、「書類（管理・運営関係、名簿、成績、教育計画、教務日誌など）」が32.5%であった。

所蔵物の年代（複数回答）を図2に示した。「昭和後期（昭和40年～平成元年）」が45.5%と最も多く、「昭和中期（昭和20年～40年）」が40.3%、「昭和初期（昭和元年～20年）」が36.4%であった。「明治期」が14.3%、「大正期」が16.9%であり、古い年代の史料も所蔵されていることが明らかになった。なお、所蔵物の年代

表2. 調査票回収率

	配布数（施設）	回収数（施設）	回収率（%）
全体	124	77	62.1
養成施設	33	23	69.7
病院	91	54	59.3

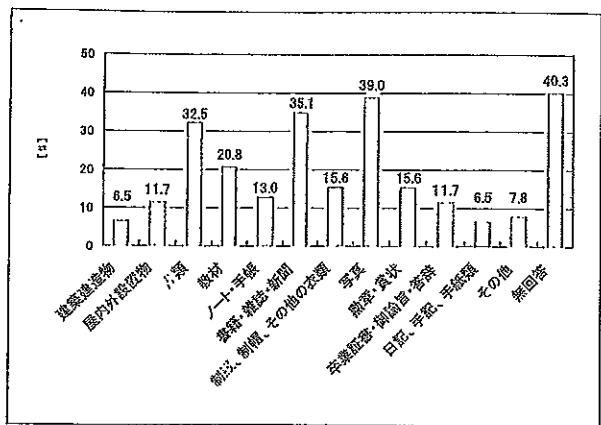


図1. 所蔵物の内容

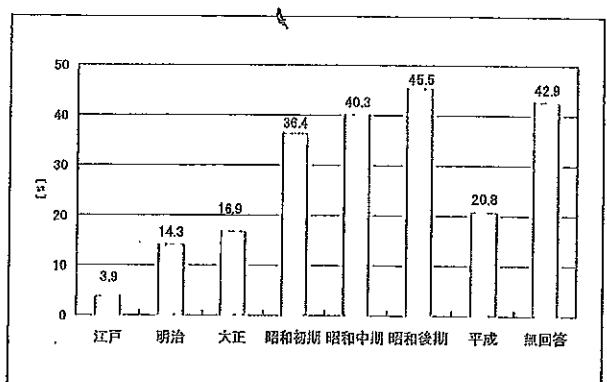


図2. 所蔵している史料の年代

は養成施設・病院ともに同様の分布を示した。

次に所蔵資料のなかでも、養成施設ならびに病院の設立・運営に関する書類は重要と考えられたので、それらの保管状況について質問した。学校設立・運営に関する書類を「保管している」と回答したのは、養成施設の82.6%、病院の38.9%であった。しかし「保管上の取り決めがある」と回答したのは養成施設の34.8%、病院の11.1%にすぎなかった。

#### D. 看護関連史料の収集計画

看護関連史料を収集する計画があるか、そのための予算があるか、また寄贈の呼びかけを行っているかについて質問した。収集計画については「ある」と回答したのは養成施設の13.0%、病院の1.9%にすぎなかった。さらに収集計画がある施設で「予算措置がある」と回答したのは1施設のみであった。史料の寄贈を「呼びかけている」と回答したのは、養成施設の8.7%、病院の1.9%であり、ほとんどなされていないことが明らかになった。

#### E. 所蔵物の保存管理ならびに問題点

看護関連史料の保存管理状況を知るために、所蔵場所、保存方法、保存のための予算、保存管理上の問題点について質問した。所蔵場所が「ある」と回答したのは養成施設の52.2%、病院の40.7%であった。所蔵

場所は主に図書室、倉庫、事務室であったが、なかには赤十字コーナーや貴重図書コーナー、文書庫を設け、保存している施設もあった。

保存方法に関して温度・湿度のコントロール、紫外線防止、虫害予防などの配慮をしている施設はほとんどなく、また保存のための予算措置が「ある」施設は1施設のみであった。保存管理上の問題点については自由記述にて質問したが、「所蔵場所がない」、「担当者の不在・人員不足」、「価値の査定ができない」、「保管・管理方法が分からず」、「予算がない」といった問題が挙げられた。

#### F. 所蔵物の利用状況

所蔵物の利用状況を知るために、閲覧・貸出の可否、利用規則の有無、目録の有無、目録公開の可否、展示の有無、展示場所、展示のための予算について質問した。

所蔵物の利用状況については、「閲覧が可能である」と回答したのは養成施設の56.5%、病院の48.1%であ

った。「貸し出しを行っている」のが養成施設の39.1%、病院の31.5%、「利用規則がある」のが養成施設の34.8%、病院の25.9%であった。「目録がある」と回答したのは養成施設の39.1%、病院の14.8%であったが、「目録を一般公開している」と回答したのは養成施設の17.4%、病院の3.7%であった。

所蔵物の「展示を行っている」と回答したのは養成施設の26.1%、病院の11.1%にすぎず、展示場所は展示室・展示コーナー、学内（講堂・ホール）などであった。展示のための「予算措置がある」施設は1施設のみであった。

#### G. 貴重史料

各施設で所蔵されている看護関連史料の詳細を知るために、各施設が貴重と考える史料について、各施設の判断で記載するよう依頼した。調査票には計のべ806件が記入された。主要なものを表3に示した。施設の創立時に関する文書をはじめ、生徒名簿、看護教育に関する書籍・教科書・掛図、学生や卒業生の活動

表3. 重要な史料（主要なもののみ掲載）

種類	史料標題	所蔵	備考
文 書	看護学院設立時文書（昭和24年）	高山赤十字病院	
名 簿	看護婦生徒名簿（明治～昭和）	日本赤十字看護大学	（写真1）
古 籍	日本赤十字社 看護学教程（明治29年） フローレンス・ナイチンゲール著 「看護覚え出」初版、「病院覚え出」第2版	日本赤十字看護大学	（写真2）
	救護員生徒教育資料（明治44年）	日本赤十字武藏野短期大学	
	大嶽康子著 病院船（昭和14年）	前橋赤十字看護専門学校	（写真3）
掛 図	日本赤十字社 救護員服装図（年代不明）	高山赤十字病院	（写真4）
記 録	日本赤十字社原爆病院診療記録（昭和30年代） 原爆被爆者解剖例 疾患別分類	広島赤十字 原爆病院 大津赤十字看護専門学校	
手 紙	日本赤十字社第508救護班の記録 - 特設海軍病院船天応丸	高山赤十字病院	
写真原版	ナイチンゲールの写真 ガラス原版	大阪赤十字病院	（写真5）
音声記録	ナイチンゲールの肉声入りレコード	日本赤十字看護大学	
物 品	赤十字マーク入り鞄	松山赤十字看護専門学校	

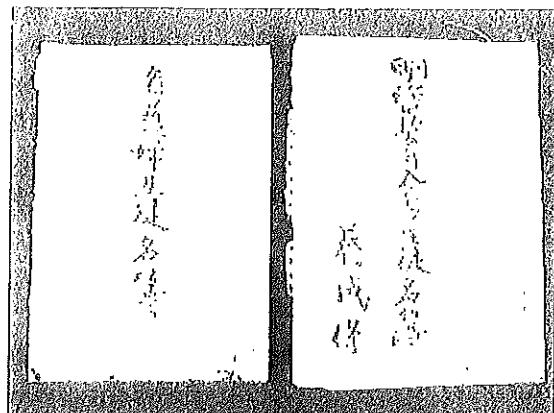


写真1. 看護婦生徒名簿（日本赤十字看護大学所蔵）

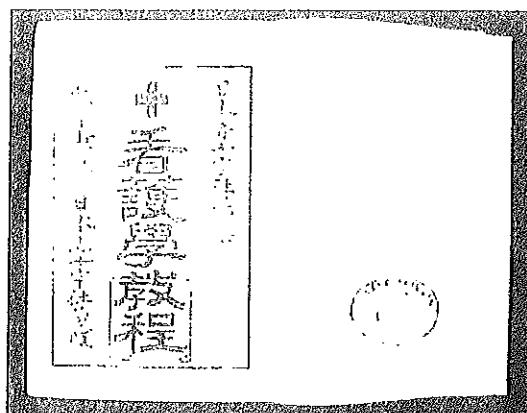


写真2. 日本赤十字社 看護学教程（明治29年）  
(日本赤十字看護大学所蔵)



写真3. 大嶽康子著「病院船」  
(前稿赤十字看護専門学校所蔵)

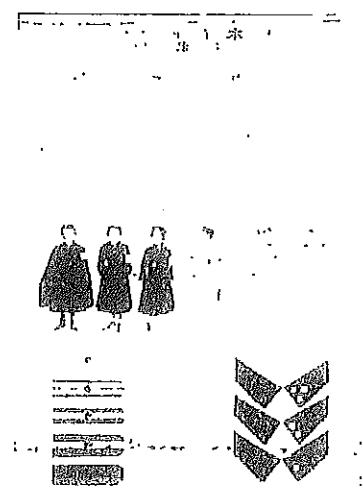


写真4. 日本赤十字社 救護員服装図 (年代不明)。  
(高山赤十字病院所蔵。写真是日本赤十字社創立125年記念展p.48より引用)

が記された書籍・文書・手紙・写真などの史料が記載されていた。

#### H. 赤十字の看護・医療に関する史料の収集・保存・利用に関する意見

最後に、赤十字の看護・医療に関する史料の収集・保存・利用に関する回答者の意見を質問した（自由記述）。

寄せられた意見を内容に基づいて分類し、分析を行った。内容を表4に示した。①貴重な史料の破棄・散逸の危機感、②史料を保存し、後世に残していく意義・必要性、③寄贈の呼びかけによる史料収集の必要性、④調査の必要性、⑤知識不足による整理・保存の不十分さ、⑥体制づくり（人員・予算・場所・ネットワーク）の必要性、⑦学生・職員教育や一般の方々の赤十字活動への理解を得るために利用に関する意見が寄せられた。

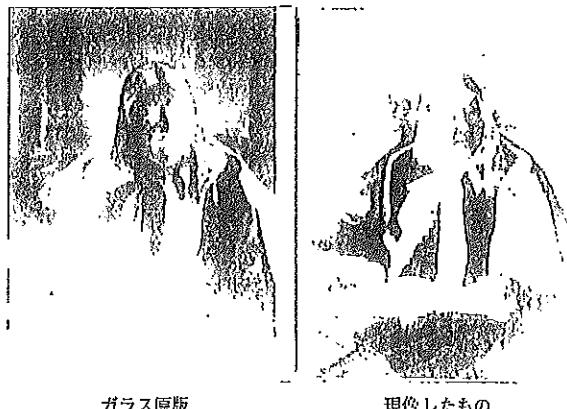


写真5. ナイチンゲールの写真 ガラス原板  
(大阪赤十字病院所蔵)

## IV. 考察

### A. 所蔵史料

以上の調査から、日本赤十字社の看護師等養成施設・病院が看護の歴史を解明していく上で貴重な史料を所蔵していることが明らかとなった。高橋ら（2004）の研究結果では歴史資料を所蔵している看護師等養成施設の割合は39.3%とされており、今回の調査で日本赤十字社の看護師等養成施設のみを対象としたときの割合が87.0%であったことからみても、特に、日本赤十字社の養成施設では一般の養成施設よりも史料を所蔵している割合が高いことが明らかになった。今回の調査では回答が得られた施設は限られており、また史料が貴重であるかどうかの基準が曖昧であるなどの限界はあるが、調査によって明らかになった各施設の所蔵史料は、日本赤十字社の看護婦養成のみならず日本の看護歴史研究に不可欠なものも多いと思われ、その一覧が得られたことの価値は大きいと考える。

所蔵物の内容については、年代別の分析を通じて昭和期の史料が多いことが明らかになった。これは戦後になって全国的に養成施設や病院が設立されたことが理由と考えられる。明治から戦前までの看護婦養成に関する史料が貴重なのは言うまでもないが、戦後の復興期における看護婦養成の研究も系統的に行われていないのが実情であり、それらの史料の価値は決して低くない。また今後その紛失を防止する対策を練る必要性は高いと考えられる。

### B. 史料の保存・収集

調査からは、現在のところ看護師等養成施設と病院は史料の収集計画をほとんどもたず、また保存管理、利用も十分にはなされていないことが明らかとなった。この理由としては、管理方法の規定がなく管理が各施設に委ねられていること、人員不足・担当者不在といったマンパワーの問題、所蔵・保管場所の問題、予算がないといった経済的な問題、価値の査定・管理

表4. 赤十字の看護・医療に関する史料の収集・保存・利用に関する意見

①貴重な史料の破棄・散逸の危機感
戦災にも遭い、明治～昭和にかけて系統だった形で史料は残されていない。 所蔵しているものの歴史的価値が正しく理解されず、失ってきたものが多いと思われる。 新病院の新築移転の際、貴重な史料を破棄してしまったのではと悔やまれる。 全面的増改築により、歴史的資料については殆ど処分されたのではないかと考えられる。 資料管理責任者がいなかつたり、個人的に歴史的資料に関心のある人がいなくなると、いずれ散逸してしまう。
②史料を保存し、後世に残していく意義・必要性
赤十字の看護・医療に関する史料を保存することは非常に有意義で大切なことだと考える 長い赤十字の歴史として多くのものが残っていくことを期待する。 貴重な史料として保存し、継承し、整備していくことが必要である。 赤十字全体として、保管・管理できればその歴史を後世に伝えていくことに繋がっていくものと思われる。
③寄贈の呼びかけによる史料収集の必要性
存命の方々からの資料提供（昭和初期のもの）は急ぐ必要ありと考える。 関係史料の寄贈等を呼びかけ、赤十字の歴史などを伝えられるよう努力していかないと考える。 看護師養成に限らず、看護や医療活動などの歴史的史料の提供を幅広く呼びかけ協力いただくことを希望する。
④調査の必要性
このような調査を定期的に行う必要性がある。 この調査があり学校内の史料を確認する機会となった。 日本の看護の歴史の一画をなすものであると思うので、まとめることは有意義である。 赤十字の看護教育には長い歴史と伝統があり、その史料は歴史的価値が高いと思われ、調査は必要である。
⑤知識不足による整理・保存の不十分さ
大事に保管してきたものがあるが、整理・保管・管理が十分でない。 当中の史料が埋もれていて活用されていなかったと、閉校に関わる整理をしていて感じた。 赤十字の史料の保存が充分でない。 書類に関してはどのように分類、保管するとよいのか具体的に教えてもらいたい。 価値を分かれる人がどこにいるのか知りたい。
⑥体制づくり（人員・予算・場所・ネットワーク）の必要性
収蔵場所がない。 歴史的に価値のある貴重な史料は何らかに集約して保存し、活用すれば良い。 現在は看護学校の後利用が決まっていないので保存できているが、今後検討しなければならない。 史料の収集・保存については人員と予算が必要である。 予算や人員配当の義務化を指示してもらうと、動きやすい。 所蔵史料の状況を赤十字関連施設全体で共有できる体制を整える。 赤十字各施設の収蔵物について、データベース等の整備がされても良い。
⑦学生・職員教育や一般の方々の赤十字活動への理解を得るための利用
インターネット等で検索し、諸史料が活用できるようになれば良い。 ホームページ等で史料を公開し、気軽に利用できると多くの国民に赤十字を知っていただける機会となる。 展示等を通じて広く一般の方々に公開できるとよい。 病院に赤十字コーナーを設置し、現存する史料や図書・パンフレットを閲覧できるようにしたい。 学生の時から身近に学べる史料があることにより、歴史を通じて現在の日本の医療のあり方を知ることができる。 学生の講義で適宜利用すれば、赤十字・赤十字人としての在り方等が体感していけるのではないかと思う。 史料によって伝統ある赤十字の看護・医療の歴史を現職員に伝え、赤十字職員としての意識を高める。 赤十字看護師としての自覚や将来の活動に繋がることを願う。 赤十字専門学校以外の看護師の採用も増えていることから、図書等の公の所に保存し活用すると良いと思う。

方法が分からないといった知識・技術の問題、閉校や建物の改築など施設の状況の変化が考えられる。どの施設でも、個人的に史料に興味のあるものがいなければ十分な保存が行われるのが実情と考えられた。

また本調査を実施しているなかで、筆者らはいくつかの施設から「受け入れ機関がないためつい最近、史料を破棄した」、「災害によって焼失した」などの情報を得ることもあり、今現在も失われつつある史料があることが感じられた。また保存されている史料も、保存管理の問題によって破損や劣化などが進んでいる可

能性も考えられる。

今回調査した史料は看護歴史研究の基盤となるものである。看護歴史関連史料の保存と活用に関する取り組みについて、高橋らが2007年に実施した調査によれば、諸外国では歴史資料管理ソフトにより目録を作成し、インターネット検索を利用できるなどの取り組みが行われていることが報告されている。本研究においても、対象となった施設からの同様の取り組みを希望する意見があり、今後さらに調査を進め、歴史的に価値のある史料を把握し、データベース化を行うとともに

に、その散逸・劣化を防ぐため、保存や管理、利用に関する啓発を行うためのネットワークづくりなどの対策が必要と考えられる。

## V. 結論

日本赤十字社の看護師等養成施設・病院は貴重な看護歴史資料を所蔵し、各施設が独自に収集・保管・利用していることが明らかにされた。しかし、人員不足・担当者の不在・予算・所蔵場所・知識不足といった問題から十分な保存・利用がなされていないという現状があった。今後の調査の必要性・史料の収集・保存・利用を有効に行うためのデータベース化やネットワーク作りの必要性が示唆された。

## 謝辞

本研究にご協力くださいました皆様に深く感謝申し上げます。

なお本研究は、日本赤十字学園の平成18年度「赤十字の看護・介護に関する研究」の助成を受けた「日本赤十字社の看護師養成に関する史料の保存編纂に関する研究」の一部であり、その要旨は第8回日本赤十字看護学会学術集会（2007年6月）において発表しました。

## 文献

- 亀山美知子（1984）。近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護。東京、ドメス出版
- 川原由佳里・吉川龍子・川嶋みどり（2007）。日本赤十字社病院・同中央病院における看護婦・人等養成に関する歴史的資料の基本調査：日本赤十字看護大学所蔵分について。日本赤十字看護大学紀要, 21, 55-62.
- 高橋みや子（2004）。日本の看護歴史関連史料の専門的基盤整備のための調査研究。平成14・15年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1））研究成果報告書。
- 高橋みや子（2007）。諸外国における看護歴史関連史料の保存と活用に関する調査研究。平成16～18年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1））研究成果報告書。
- 日本赤十字社企画広報室（1999）。日本赤十字社史料（都道府県支部分）調査のまとめについて。日本赤十字社資料。
- 日本赤十字社企画広報室（2002）。日本赤十字社創立125周年記念展。日本赤十字社。
- 石川操・村上美好・鎌田治子・中村美知子・竹内光子・吉川龍子（1980）。日本赤十字中央女子短期大学90年史。東京、日本赤十字中央女子短期大学。

日本赤十字の看護師等養成施設・病院における  
看護歴史資料の所蔵・保存・利用状況調査

○ 殿城友紀（日本赤十字看護大学）  
川原由佳里（日本赤十字看護大学）  
山崎裕二（日本赤十字看護大学）  
川嶋みどり（日本赤十字看護大学）

### I. はじめに

日本赤十字社病院での看護婦養成が開始されてから今年で 117 年である。日本赤十字の看護と言えば、戦時・災害時の救護看護婦による活躍が一般的に知られているが、赤十字が国家的な規模で保健医療を担うマンパワー養成を行ったこと、日本近代化における公衆衛生の改善と女性の地位向上に貢献したことは、世界のほかの赤十字組織にはあまり例を見ない歴史上の特徴である。

しかし、わが国ではこの間の発展を伝える看護関連史料の保存や編纂が十分に行われていないのが現状である。戦後 60 年を経て、当時の状況を知る人が少なくなり、各施設の統廃合が進む中、史料の散逸が危惧されている。また、過去に日本赤十字社が全国各支部を対象に、赤十字に関する歴史資料の所蔵状況を調査したものがあるが、看護師養成や活動の拠点となった赤十字の看護師等養成施設・病院に対する調査は行われていない。

以上により、本研究では、日本赤十字の看護師等養成施設（以下、養成施設と呼ぶ）。赤十字病院（以下、病院と呼ぶ）の看護歴史資料の所蔵・保存・利用状況を明らかにすることを目的に調査を実施した。

### II. 研究方法

1. 研究デザイン：質問紙を用いた調査研究

2. 調査対象：日本赤十字の看護師等養成施設（32 校）。赤十字病院（91 施設）の計 123 施設。

3. 調査期間：2006 年 6 月 10 日～8 月 31 日

#### 4. 調査内容

- (1) 養成施設・病院プロフィール
- (2) 出版物の有無（沿革史・同窓会誌等）
- (3) 看護関連史料の所蔵
- (4) 看護関連史料の収集計画
- (5) 所蔵物の保存管理ならびに問題点

#### (6) 所蔵物の利用状況

(7) 看護婦養成または救護・医療活動に関する重要な史料

(8) 赤十字の看護・医療に関する史料の収集・保存・利用に関するご意見（自由記述）

5. 調査方法：全国の養成施設学長・病院の事務長宛に研究班より直接調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。

6. 分析方法：各項目の記述統計を行うと共に、自由記述については質的分析を行った。

7. 倫理的配慮：回答は各施設の自由意志に委ねられた。情報はリスト作成時など所蔵場所を明記する必要がある場合を除いて、養成施設・病院が特定されないよう匿名で処理し、調査結果は還元した。

### III. 結果

#### 1. 回収率

回収率は看護師養成施設が 68.8%（22 施設）、病院が 59.3%（54 施設）であった。

#### 2. 出版物の有無

沿革史を発行しているのは養成施設の 40.9%、病院の 59.3% であった。養成施設の 13.6%、病院の 9.3% は今後沿革史作成の予定があると回答している。同窓会関連出版物は、養成施設の 68.2%、病院の 66.7% が発行していた。

#### 3. 看護関連史料の所蔵

養成施設の 86.4%、病院の 50.0% が看護関連史料を所蔵していた。所蔵物の内容は写真が 38.2% と最も多く、次いで書籍・雑誌・新聞 34.2%、書類（管理・運営関係、名簿、成績、教育計画、教務日誌など）31.6% であった（複数回答）。所蔵物の年代は昭和後期（昭和 40 年～平成元年）が 44.7% と最も多く、昭和中期（昭和 20 年～40 年）39.5%、昭和初期（昭和元年～20 年）35.5% であった。明治 13.2%、大正 15.8% と古い年代の史料も所蔵されていた（複数回答）。

#### 4. 看護関連史料の収集計画

養成施設の 81.8%、病院の 94.4%は収集計画がなかった。収集計画のある施設も予算についての回答は得られなかつた。学校設立・運営に関する書類は養成施設の 81.8%、病院の 38.9%が保管を行つてゐるが、保管上の取り決めがあるのは養成施設の 36.4%、病院の 11.1%であった。史料の寄贈を呼びかけているのは養成施設の 4.5%、病院の 1.9%であり、ほとんどなされていなかつた。

#### 5. 所蔵物の保存管理ならびに問題点

所蔵場所があるのは養成施設の 50.0%、病院の 40.7%であった。所蔵場所は主に図書室・倉庫・事務室であり、施設によっては赤十字コーナーや貴重図書コーナー・文書庫を設けていた。しかし、保存方法に関して、温度・湿度のコントロール・紫外線防止・虫害予防などの配慮をしている施設はほとんどなかつた。また、保存のための予算措置がある施設はなかつた。保存管理上の問題点については、所蔵場所がないといったスペースの問題、担当者の不在・人員不足といったマンパワーの問題、価値の査定が出来ず、保存管理上の知識や技術がないといった問題、予算がないといった問題などが挙げられた。

#### 6. 所蔵物の利用状況

所蔵物の閲覧が可能なのは養成施設の 54.5%、病院の 48.1%であった。貸し出しは養成施設の 36.4%、病院の 31.5%が可能と回答している。利用規則があるのは養成施設の 31.8%、病院の 25.9%であった。目録は養成施設の 36.4%、病院の 14.8%が所有しているが、その中で公開されていると回答したのは養成施設の 37.5%、病院の 25.0%であった。所蔵物の展示を行つてゐるのは養成施設の 22.7%、病院の 11.1%にすぎず、展示場所は展示室・展示コーナー、学内(講堂・ホール)などであった。展示のための予算措置がある施設はなかつた。

#### 7. 看護婦養成または救護・医療活動に関する重要な史料について

調査票には計 692 件が記入された。中には、日本赤十字社社史稿を含め赤十字の看護師養成の歴史が分かる貴重な史料もあった。

#### 8. 赤十字の看護・医療に関する史料の収集・保存・利用に関する意見

「定期的な調査を行い所蔵史料の状況を共有する体制作りが必要」「貴重な史料が保

存・利用されることを希望する」「戦災によつて失われた史料も多いと思われ、存命の方々からの資料提供が必要」「史料を赤十字教育に活用できるよう整備が必要」「ホームページなどで史料を一般の方々に公開することで赤十字を知る機会となる」といった意見が寄せられ、史料の調査・収集・保存・活用が必要であると考えられていた。一方で、

「予算・人員・所蔵場所の問題や史料に関する知識不足から管理が不十分・破棄された可能性がある」といった意見も寄せられた。また、「史料の分類・保管に関して具体的に教えてもらいたい」との意見もあった。

#### IV. 考察

日本赤十字の看護師等養成施設・病院は貴重な看護歴史資料を所蔵しているが、収集計画はほとんどなく、保存管理も十分にはなされていないことが明らかとなつた。また、利用もほとんどされていないのが現状であった。その理由は、人員不足・担当者の不在・予算・所蔵場所・知識不足といった問題があるためと考えられる。現状では、史料の管理については各施設に任されており、個人的に歴史的資料に興味のある者がいなければ十分な保存が行われない可能性がある。このような現状の中で、最近では、教育改革や赤十字病院施設の老朽化による改築などから改組・統合・閉校・閉院などが進んでおり、歴史的に価値のある資料の廃棄・損傷・紛失などが懸念される。よつて、今後さらに調査を進めると共に、歴史的に価値のある資料の把握や保存に関する啓発を行う必要がある。また、各赤十字関連施設のネットワークを利用することで、貴重な史料の収集・保存・利用が有効に行えるだろう。さらに、史料の内容分析などをを行い、赤十字の看護の歴史を教育・研究することが必要であると考える。

#### V. 結論

日本赤十字の看護師等養成施設・病院は貴重な看護歴史資料を所蔵し、各施設が独自に収集・保管・利用しているということが明らかにされた。しかし、人員不足・担当者の不在・予算・所蔵場所・知識不足といった問題から十分な保存・利用がなされていないという現状があつた。今後の調査と史料保存のためのネットワーク作りの必要性が示唆された。

東京大学地震研究所所蔵の新聞切抜帳からみた  
濃尾地震における医療救護と日本赤十字社の活動

○ 川原由佳里（日本赤十字看護大学）

### I. はじめに

1891(明治 24 年)年 10 月 28 日に発生した濃尾地震は、マグニチュード 8.0~8.4 と推定される日本の内陸で発生した過去最大級の地震である。この地震により上下 6 にももの断層が発生、近代洋風建築は無惨にも崩壊し、死者 7,273 人、全壊家屋 142,177 の被害を出した。この地震では、内閣をはじめとする近代行政システムが比較的迅速に対応し、警察や軍隊が出動して救援などに活躍したこと、日本赤十字社など民間団体による救援が行われ、諸外国からの義捐金がよせられるなどの民間ベースの救護活動が行われたことなどが、近代のさきがけとなった。当時発達しつつあったマスメディアにより被害状況が刻々と全国に伝達されたのも特徴である。

今回、東京大学地震研究所が所蔵している新聞切抜帳の濃尾地震の記事を中心に、この地震での医療救護の実態とそこでの日本赤十字社の活動ならびに社会的認知の一端を明らかにすることを試みた。当時の新聞記事は、官報などからの引用や重複も多いが、それら公的な記録にはない詳細を報ずるものもあり、その実態を伺い知るのに役立つものと考えた。

### II. 研究方法

#### 1) 収集された新聞誌

地震研究所に所蔵されている濃尾地震のスクラップブックは 6 冊（各冊 60 枚各表裏 120 頁）であり、収録新聞誌は北海道から九州宮崎まで 59 誌に及ぶ。各記事は新聞誌名別の判子が作られ、その上に日付が書き入れられているが、朱肉が薄れ、判読しがたいもの、出所不明のものも多い。

収録期間は災害発生翌日の 1891 年 10 月 29 日から同年の 12 月 27 日、このうち記事の集中するのは 10 月 29 日から 11 月 7 日、災害発生から 10 日間である。

その他、日本赤十字社による愛知岐阜両県震災救護成績報告、社史稿、愛知・岐阜県支

部史、女学雑誌記事等の資料を参考にした。

#### 2) 資料の収集・分析方法

新聞切抜帳は 1) 被災状況と現地の初期医療、2) 日本赤十字社の活動、3) 救護員と救護材料の実際、4) 地震での救護活動の特徴、5) 日本赤十字社と同看護師の評価の観点から収集し、関連資料と照合し分析した。

### III. 結果及び考察

#### 1) 被災状況と初期医療

午前 6 時 38 分頃の発生。皆が朝食の準備を始めた頃で、激しい揺れで家屋が崩壊し、その直後に火災が発生した。市街地は夕方または翌朝まで燃え続け、軍隊をはじめ警察消防による必死の人命救出、消防が行われた。

死因は圧死、梁に敷かれたままの焼死などである。負傷者の創は面部か頭部が多く、当時流行した洋風建築の倒壊では、煉瓦による頭蓋骨折挫傷の他、脚部等の圧創が多かった。

直後より、愛知病院には四方から患者が担ぎ込まれ野外に溢れた。市中の開業医らは本願寺内に仮病院を設置。医薬品・医療材料は極度に不足し、昼夜の別なく余震が続くなか、患者の呻吟する声が一帯に響いたという。

岐阜県では負傷者の割に医員が少なく、愛知県等に要請し、大垣では翌日より治療を開始した。頭部損傷の者は初期の段階で亡くなつたためか、創は腰部以下が最も多く、手遅れの者、化膿している者など、治療は困難を極めたとある。

#### 2) 日本赤十字社の活動

日本赤十字社は 29 日午後に愛知県知事から、同日夜に岐阜県知事から電報を受け取り、急遽、救護員と救護材料を準備し、愛知へは 29 日午後 9 時 50 分、岐阜へは 30 日午前 8 時初の汽車で出発させた。

地震の朝、下り汽車は鷹津—豊橋間にて止まっていた。愛知県派出員は 30 日午前 10 時半に名古屋支部に到着、支部医員と共に出發し、31 日丹波群小折村（現江南市）に仮病院を設け、岩倉村、犬山町等に出張所を設

けた。

岐阜県派出員は 31 日午後 6 時岐阜に到着、同日午後 9 時に岐阜を出発、翌 11 月 1 日午前 1 時に大野郡古橋村(現瑞穂市)に到着し、徹夜で診療を開始した。同地に仮病院設置、翌日より美江寺村等に出張所を設けた。

京都支部も 11 月 1 日より同志社病院や京都医会と合同し、大垣にて診療を行っている。

また 11 月 3 日には両県知事のさらなる要請に応じ、日本赤十字社は医員看護婦調剤員等を増遣した。岐阜県では第 2 派出員の到着をまって、さらに閑町に救護所を設けた。

こうして両県に設置された全救護所 32 カ所であり、そのうち日本赤十字社が担当した救護所は、愛知県(犬山、小牧、小折、岩倉、蟹江、甚目寺)、岐阜県(鵜沼、閑、佐波、美江津、大垣)等計 12 カ所にのぼった。救護期間は 10 月 31 日(発生後 4 日目)から 52 日間、医員 31 名看護婦 21 名(うち 10 名は看護婦養成所の第一回生)調剤員 2 名、事務員 2 名を派遣し、患者総数入院、外来あわせて 10,194 名(再来患者を含む)を診療した。そのうち死亡者は入院患者 10 人、外来患者 1 人である。

なお医療救護に関するすべての記事のなかで、日本赤十字社に関するものが最も多く、次いで帝国医科大学の外国人教師スクリッパー一行の記事が続く。その他、陸軍軍医学会、東京慈恵医員、順天堂病院、基督教会、近県の開業医や医生などの記事があった。

### 3) 救護員と救護材料の実際

記事によると、現地では村にいる数少ない医師が死亡、行方不明になるなど、十分な診療が行えない状況があった。その一方、地元で名高い接骨医のもとに千名を超える患者が押し寄せ、治療を受けるまでに時間を費やし、悪化するケースもあったという。これら医師の不足に加え、初期では医薬品の不足が決定的で、助かるはずの者も助からないことも多かったとある。

医師の充足に関しては、早くも 11 月 4 日岐阜県知事からの「医師充满ス」の電報で帝国医科大学医学生 31 名が出発を取りやめたという記事がある。ただし、この時期はまだ不足を訴える記事のほうが多い。11 月 21 日には治療が一段落し、医師が本務に服すため去るのを懸念する記事、11 月末には医師は

十分だが、看護人が不足しているとの記事がある。

### 4) 地震での救護活動の特徴

戦時と地震による災害時の医療救護の違いを比較した記事で、戦時の負傷はほぼ銃創刃創だが、地震の怪我は多種多様かつ難治であり、万全の準備が必要である、また戦争では負傷者のできる区域は限られるが、震災の区域は何十里に渡り、医師は多いほうがよいとの意見が述べられている。

また震災では家屋崩壊により急ごしらえの仮小屋での診療となるが、多くの患者が戸板や大八車で遠路、田舎道を運ばれて往来し、入院する場合も筵の上に寝かされるなど、治療上不便、かつ患者の療養には適さないなどの問題点を指摘する記事があった。

復興については、被災した村落の農民の場合は水害と違って糊口を窮することはないが、市街では住民の多くが商家であり、家屋、商売品、市街まで失い、生活再建は困難であろうとの記事がある。

### 5) 日本赤十字社と同看護師の評価

当初、地元の接骨医等にかかるものなど、日本赤十字社の救護を受ける住民は少なかった。当初は皇室の下賜金により治療費が無料であることを住民が知らなかつたのも一因である。やがてそれが知れるにつれ患者数は増加し、みな皇后のお心の深さに感じ入つたとある。

昼夜の別なく救護を行った医員、看護婦への評価も高かった。特に看護婦については、当時の人々は、看病のみを専門にする人がいること、ましてそれを女性がしていることをはじめて知って、とても驚き喜び、女の先生とあがめて博士のように尊んだとある。

とりわけ日本赤十字社の看護婦についての記事では、その活躍を一目見れば賛嘆せざるをえないとし、世間の医師に対し、「感奮興起するところあれ」と書くものもあった。

## IV. 結論

東京大学地震研究所の新聞切抜帳の記事から、濃尾地震での医療救護において日本赤十字社が果たした役割と住民の受け止め方、特に訓練を受けた看護婦の評価が高かったことを明らかにした。

※ 紙面の都合上、記事の出典を省略した。

## ＜研究発表2＞

### 日本の精神看護学の源流 —『癲狂院に於る精神病看護學』の位置づけ—

○鷹野 朋実（日本赤十字看護大学）

#### はじめに

昨年度の本学会で、公立精神病院である東京府巢鴨病院（現在の東京都立松沢病院）で精神科医・呉秀三が行った病院改革について報告した。

呉が病院改革の中でも一番力を入れたのは、看護の改革であった。1906（明治39）年に病院改革の憲法ともいべき「東京府巢鴨病院規則」が制定されたのだが、看護人に関する条項は総数77にものぼり、ここで初めて、看護者の業務内容が具体的に示された。その3年前の1903（明治36）年、看護者の教育を重視していた呉秀三は、「巢鴨病院普通看護法講習規則」を定め、修業年限3年の院内講習が開始された。

このような看護の改革に先立ち、巢鴨病院で私的に看護者たちに対して看護講習を行っていた精神科医がいた。その一人が榊保三郎である。彼は私財を投じ、講習用テキスト『癲狂院に於る精神病看護學』を1901（明治34）年に発刊したのだが、これが日本で最初の精神科看護の専門書となった。その後、当時巢鴨病院に勤務していた医師たちが次々に精神科看護のテキストを発刊し、さらには看護人であった清水耕一により、看護者の手による日本初の看護学テキストとされる『新撰看護學 附精神病看護學』（1908年初版、南江堂）が発行された。つまり、榊保三郎のテキストがこの一連の流れの先駆けとなつたのだが、このテキストは自費出版であったため、その存在も含めて世にあまり知られていない。

そこで今回、榊保三郎の著書である『癲狂院に於る精神病看護學』の内容を検討し、このテキストの意義について報告する。

#### I. 著者・榊保三郎の略歴

榊保三郎（1870～1929）は開成学校教授であった蘭学者の家に生まれた。長兄の榎は帝国大学医科大学精神病学教室の初代教授であり、巢鴨病院の前身である東京府癲狂院医長、さらには巢鴨病院医長を務めた精神科医である。産婦人科医となった次兄の順次郎は、病院を開業後に日本産婆看護学校を設立し、校長としてその運営にあたった人物で、1887（明治20）年には『産婆学』という助産学の翻訳書を出している。

榊保三郎（以下、榊）は音楽への関心が強くヴァイオリニストを志していたのだが、父・親の説得により医師への道を進んだ。1898（明治33）年に東京帝国大学医科大学卒業後、同精神病教室助手兼巢鴨病院医員となった。巢鴨病院において看護人を対象とした看護学講習を私的に開講した翌年、1902（明治35）年に同大学助教授に就任した。1903（明治38）年にはドイツのベルリン大学に留学し、医学を学ぶ傍らヴァイオリンも本格的に学んだ。留学中に京都帝国大学福岡医科大学（1911年、九州帝国大学と改称）助教授に就任し、帰国後の1906（明治41）年に同大学の精神病学講座担当の教授となった。

1908（明治43）年に完成した同大学の精神科病棟は重症者用の病棟1病棟だけは閉鎖病棟であったが、それ以外の男女別の6つの病棟は全開放病棟であり、当時としては先駆的試みであった。さらに榊は、病棟に併設された講堂について「講堂は患者のもの」と言い、体操、遊戯、歌唱、囲碁を教えるなど、患者が自由に使用することを奨励した。

一方、榊は1910（明治45）年に日本初のアマチュアオーケストラとして九大フィルハーモニーを組織したことでも知られている。

#### II. 巢鴨病院における看護教育のはじまり

榊保三郎が医師個人の資格で、看護人を対象に毎日1時間の講義を院内で開始したのは、1901（明治34）のことであった。それより前、1891（明治24）年に東京府癲狂院で、医師の榎倣や舟岡英之助が看護講習を行ったとの記録はあるが詳細は不明である。また、1900（明治33）年には、看護人の倫理教育に力を入れた片山國嘉が宗教家を招いて看護人向けの講話を月2回実施している。

榊の講習開始から2ヶ月後、やはり非公式で毎日1時間の看護講習が行われ、医師の門脇眞枝、北村貞道、看護人の清水耕一らが講師を務めたと伝えられているが、その内容は明らかではない。

### Ⅲ. 『癲狂院に於る精神病看護學』

#### 1. 精神病の定義と精神科看護者としての心得

『癲狂院に於る精神病看護學』は 24 章、49 ページからなる小冊子である。その冒頭で榎は、精神病は病気であり、精神症状は病気により引き起こされるものであることを明言している。そして、精神症状を呈している患者の言動に対して、看護者はきちんと向き合わなければならないと述べている。

看護者の心得として、一般的な社会人として精神科看護者に求められる倫理的態度、業務における報告の重要性、守秘義務、看護者同士の人間関係のあり方や来訪者への対応の仕方が記されている。そして、それらを踏まえた上で、患者対応の基本的なあり方について説明を展開している。また、注目すべきは、精神科の看護者は心身の疲労が大きく、同時にその看護者の健康状態が精神病者に影響を及ぼすことを指摘している点である。

#### 2. 主な精神症状とその対処法

まず、感覚障害（幻覚及び錯覚）と妄想（縮小妄想と誇大妄想）の症状と看護を説明し、さらに鬱狂、躁狂、妄想狂、廻期狂、定期狂、麻痺狂、癲癇狂などの病名を挙げ、各々の症状ごとに看護していく上での留意点を述べている。

#### 3. 治療としての「職業」と看護者の役割

治療法として大きくとりあげられているのは「床臥療法」と「精神病者の職業」の 2 つである。安静臥床にて過ごすという床臥療法はその記述から、個室もしくは隔離室に患者を収容し、周囲の刺激を遮断して静養することを指しているものと考えられる。

一方、「職業」というのは作業療法を指すようである。榎は、これを精神科治療で最も重要な治療と位置づけている。榎は、作業療法では多様なプログラムを設定し、それぞれの患者の症状や趣味にあったものが選択できる体制が必要であり、一斉に機械的な作業をさせるようなことではないと指摘している。そして、患者の参加するプログラムの選択に関して、看護者が果たす役割が時に重要となると述べている。巣鴨病院において呉秀三が作業療法を開始したのは、このテキストが出た翌年の 1902（明治 35）年である。

#### 4. 事故への配慮

患者の自殺や離院などの精神病院で起こりうる事故について、具体的な危険物の取り扱いをはじめとする、その予防のための方策が述べられている。特に離院については、看護者の注意が十分な時には決して起こらない事故であるとし、戒めている。

#### 5. 看護業務

病棟での看護業務について、看護人と見習看護人に分け、具体的に述べている。ここから、当時の巣鴨病院では病棟に看護人と見習看護人が勤務しており、機能分担により看護業務が行われていたという一端を知ることができる。看護人は廊下番や病室付、隔離室付など指定された場所で患者を保護し治療の補助を行う。見習い看護人は、病室や食堂をはじめとする出入口の番や掃除、修繕、ランプの掃除などを業務とし、患者に対する直接的な看護は行わないと役割が規定されている。

さらに榎は、看護者の重要な業務として、患者の日々の症状を記録する帳面である「運動帳」の記載を強調している。この看護者による記録は、多数の患者を受け持つ医師にとっては患者個々の症状を把握する上で重要な情報源であると位置づけられている。

#### おわりに

榎保三郎による『癲狂院に於る精神病看護學』は、巣鴨病院で実際に勤務していた看護人を対象とした講習のために作成されたという経緯を考えると、当時の東京府巣鴨病院の様子を知る手立てとしても有用な史料である。実際、このテキストから、巣鴨病院における看護のありようや課題が浮かび上がってくる。そして、それは 1 世紀を経た現代の精神科看護にも共通する課題でもある。

医師が書いたこのテキストの記述を見ると、看護者が医師の指示をあおぎ、出過ぎたまねをせずに、医師を助ける従属的存在として位置づけられていることは否めない。しかし同時に、榎の看護者教育に対する真摯な意欲や努力といったものもまた伝わってくる。

榎による 1 ヶ月の講習期間の中で受講者たちは何を学びとつていったのだろうか。この講習が実際にどのように行われ、どの程度の人数が参加したのかなど、現時点では全てが不明である。今後も、このような状況を明らかにすべく、さらに史料の収集に努めていきたい。

## <研究発表 16>

### 戦前の日本赤十字社看護婦生徒の履歴（第1報） 明治期の『看護婦生徒名簿』の分析

○山崎裕二\* 川嶋みどり\* 川原由佳里\* 鷹野朋実\*

殿城友紀\* 西田志穂\* 吉川龍子\*\*

(\*日本赤十字看護大学 \*\*元日本赤十字看護大学司書)

#### 1. 研究の目的

戦前の日本赤十字社看護婦養成所に入学した看護婦生徒について、現存する『看護婦生徒名簿』『救護看護婦生徒名簿』（日本赤十字看護大学所蔵、以下『名簿』と略称）に基づいて実証的に分析し、その履歴に関する特徴を明らかにする。

#### 2. 研究の対象・方法

本報告では、『名簿』に記載された看護婦生徒のうち明治期に入学した 1175 名を対象とする。分析方法は、所管支部、本籍地、戸主との続柄、入学時年齢、在籍月数、事故退学者、死亡者、家族構成、入学前の履歴、の各統計データを用いる実証的方法である。

#### 3. 研究における倫理的配慮

研究対象者のほとんどが故人と考えられるが、看護婦生徒の尊厳を損なわないように個人データは匿名化し、研究目的以外に使用せず、外部に流出しないように管理しながら研究を行った。

#### 4. 研究結果

##### 1) 所管支部

1175 名全員に所管の記載があった。生徒数が多かった上位 10 支部は表 1 のとおり。

表 1 上位 10 所管支部の看護婦生徒数

支部	埼玉	東京	茨城	新潟	群馬	宮城	北海道、愛知	京都	福岡
人数(%)	80(6.8)	66(5.6)	63(5.4)	60(5.1)	53(4.5)	50(4.3)	45(3.8)	42(3.6)	39(3.3)

##### 2) 本籍地

1175 名全員に本籍地の記載があった。生徒数が多かった上位 10 道府県は表 2 のとおり。

表 2 上位 10 本籍地の看護婦生徒数

本籍	埼玉	茨城	新潟	群馬	宮城	愛知、福岡	愛媛	青森、秋田
人数(%)	73(6.2)	71(6.0)	67(5.7)	54(4.6)	51(4.3)	41(3.5)	38(3.2)	35(3.0)

##### 3) 族称

族称の記載があった 1075 名の内訳は、平民 863 名(80.3%)、士族 212 名(19.7%)であった。

##### 4) 戸主との続柄

続柄の記載があった 862 名の内訳は表 3 のとおり。その他には「母」が 1 名含まれる。

表 3 戸主との続柄ごとの看護生徒数 (降順)

続柄	長女	次女	妹	三女	四女	戸主	姉	養女	五女	孫	姪	庶子	その他
人数	233	167	127	110	51	31	27	26	22	20	17	11	20
%	27.0	19.4	14.7	12.8	5.9	3.6	3.1	3.0	2.6	2.3	2.0	1.3	2.3

##### 5) 入学時の年齢

生年月日と入学年月日の記載があった 1156 名の入学時年齢を計算したところ、14 歳から 31 歳で、平均 18.1 歳であった。各年齢の人数は表 4 のとおり。

表 4 入学時年齢ごとの看護生徒数

年齢	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
人数	2	43	211	306	244	113	90	49	38	23	9	9	5	4	5	4	0	1
%	0.2	3.7	18.3	26.5	21.1	9.8	7.8	4.2	3.3	2.0	0.8	0.8	0.4	0.3	0.4	0.3	0	0.1

## 6) 在籍月数

入学年月日と卒業年月日の記載があった 962 名の在籍月数を計算したところ、24 ヶ月から 48 ヶ月で、平均 35.8 ヶ月であった。内訳は表 5 のとおり。

表 5 在籍月数ごとの看護生徒数

在籍月数	24	25	28	35	36	37	38	39	42	48
人数(%)	1(0.1)	65(6.8)	3(0.3)	32(3.3)	835(86.8)	5(0.5)	7(0.7)	7(0.7)	6(0.6)	1(0.1)

## 7) 事故退学者

事故退学生徒は 92 名(7.8%)であった。入学から退学までの月数を計算したところ、1 ヶ月から 38 ヶ月で、平均 17.2 ヶ月であった。月数ごとの人数に偏りは少なかった(各月数 1~6 名の分布)。

## 8) 死亡者

死亡生徒は 28 名(2.4%)であった。入学から死亡までの月数を計算したところ、4 ヶ月から 44 ヶ月で、平均 24.7 ヶ月であった。内訳は、1 年未満 2 名(7.1%)、1 年以上 2 年未満 13 名(46.4%)、2 年以上 3 年未満 8 名(28.6%)、3 年以上 4 年未満 5 名(17.9%)であった。

## 9) 家族構成

家族構成の記載があった 506 名の生徒の家族数(生徒本人を含む)は、1 人から 14 人で、平均 6.0 人であった。その内訳は表 6 のとおり。

表 6 家族数ごとの看護婦生徒数

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
人数(%)	1(0.2)	32(6.3)	50(9.9)	71(14.0)	74(14.6)	72(14.2)	79(15.6)	51(10.1)	23(4.6)	39(7.7)

## 10) 入学前(採用前)の履歴

「採用前の履歴」の記載があった生徒は 1142 名であった。その記載内容を、学歴、職歴、資格・免許・証書等に分けて集計した結果は次のとおりである。

### (1) 学歴

卒業(中途退学含む)の学校等は、尋常小学校 1139 名(99.7%)、尋常小学校補習科・専科 27 名(2.4%)、高等小学校 1080 名(94.6%)、高等小学校補習科・専科等 89 名(7.8%)、実業補習学校・技艺学校等 63 名(5.5%)、女学校・高等女学校 131 名(11.5%)、高等女学校選科・補習科等 9 名(0.8%)、小学校准教員養成所・講習会等 45 名(3.9%)、師範学校・講習会等 12 名(1.1%)、裁縫教員養成所・講習会等 13 名(1.1%)であった。

上記以外の学校等での修業 273 名(23.9%)の内容は、裁縫関係 160 名(58.6%)、普通学 45 名(16.5%)、裁縫・普通学両方 28 名(10.3%)、農学・養蚕 13 名(4.8%)、和漢学 9 名(3.3%)、薬学・調剤および英語が各 5 名(1.8%)、神学および簿記、織物、通信技術が各 2 名(0.7%)であった。

また、看護学修業者は 277 名(24.3%)、産婆学修業者は 72 名(6.3%)であった。

### (2) 職歴

職歴のある生徒は 294 名(25.7%)であった。その上位 5 職は、看護婦(見習・調剤含む) 179 名(60.9%)、尋常・高等小学校教員(准・代用教員含む) 50 名(17.0%)、産婆 14 名(4.8%)、会計事務・郵便局職員 12 名(4.1%)、電話交換手および看護婦・産婆両方が各 9 名(3.1%)、等であった。

### (3) 資格・免許・合格証書等

資格等をもつ生徒は 98 名(8.3%)であった。内訳は、産婆関係 34 名(34.7%)、看護婦関係 30 名(30.6%)、尋常小学校本科准教員等 22 名(22.4%)、裁縫専科正教員等 14 名(14.3%)であった。

## 5. 結論——明治期の日本赤十字社看護婦生徒履歴の主な特徴

- 1) 20 歳以上の入学者が全体の約 20% も存在した多様な学歴・職歴をもつ生徒集団である。
- 2) 女子の尋常小学校卒業率(対入学者 100)が 1905(明治 38)年度 60、1920(大正 9)年度 88 の時代にあって『現代教育史事典』東京書籍、78 頁)、明治期入学の日赤看護婦生徒の学歴は高い。
- 3) 入学生徒の約 24% が看護学修業者、約 16% が看護婦(見習含む)の職歴をもつことから、これらの生徒の入学動機はより高度な看護の知識・技術の習得にあったのではないか。

## <研究発表 13>

# 明治 24 年濃尾地震における岐阜県武儀郡関町での 日本赤十字社の医療救護と看護婦の活動

○川原由佳里（日本赤十字看護大学）

### I. はじめに

1891(明治 24 年)年 10 月 28 日に発生した濃尾地震は、マグニチュード 8.0~8.4 と推定される日本の内陸で発生した過去最大級の地震である。この地震により上下 6 ヶ所もの断層が発生、近代洋風建築は無惨にも崩壊し、死者 7,273 人、全壊家屋 142,177 の被害が出た。

これまでわが国の災害救護の発展過程ならびに赤十字看護婦の活動を明らかにする目的で、災害救護に関する法令規則や新聞報道等に関する調査をすすめてきたが、この度日本赤十字社病院より岐阜県に出張した医員による濃尾地震に関する記録史料を調査する機会が得ることができた。この記録資料は一医員の立場からのものではあるが、公的な記録や新聞記事からは知りえない詳細もあり、わが国の初期の医療救護の実態を伺い知るのに役立つものと考え、調査したのでその結果を報告する。

### II. 研究方法

#### 1) 史料

明治 24 年当時、日本赤十字社病院の医員であった小山善氏(以下、小山とする)の濃尾地震関連史料は①日誌(濃尾地震関連一部 10 月 31 日迄)、②復命書、③電報及び報告控、同一、④小山宛書簡、⑤写真、⑥メモである(所蔵者より使用許可を得た)。その他、日本赤十字社史稿、愛知岐阜両県震災救護成績報告、愛知・岐阜県支部史、濃尾地震関連の新聞記事(東京大学地震研究所所蔵)、女学雑誌記事の他、本学所蔵の濃尾地震写真を用いた。

#### 2) 史料の収集・分析方法

上記史料は 1) 被災状況と現地の初期医療、2) 岐阜県出張への道程、3) 武儀郡関町での医療救護、4) 看護の状況、5) 日本赤十字社と同看護婦の評価の観点から必要な情報を収集し、関連資料と照合し分析した。

### III. 結果及び考察

#### 1) 被災状況と現地の初期医療

明治 24 年 10 月 28 日朝 6 時 38 分頃の発生。皆が朝食の準備を始めた頃であり、激しい揺れで家屋が崩壊し、その後に火災が発生した。岐阜県では岐阜市、大垣市、関町、笠松等で火災が発生、市街地は夕方または翌朝まで燃え続け、軍隊をはじめ警察消防による必死の人命救出、消防が行われた。死因は圧死、梁に敷かれたままの焼死などである。

負傷者の割に医員が少なく、小山が出張した武儀郡関町では 4 名の医師がそれぞれ死亡、全焼、他の地域へ移転などで不在となった。急遽、飛騨高山より地元の医師を呼び寄せるが、医療材料の不足により十分な治療が行なえず、負傷者は警察署に押し寄せ、署長は岐阜県庁に医師の派遣を嘆願し、日赤がそれに応じることとなった。

#### 2) 岐阜県出張への道程

小山の日記にも 10 月 28 日朝 6 時頃東京で大きな地震の発生が記録されている。小山は

翌 29 日午後に日赤病院に呼び出され、愛知県に向げて出張する医員の代行として病院に残留する予定であったが、同日夜の岐阜県からの派遣要請により自らも出発となった。彼を含む岐阜県派出員の一一行は医員 3 名、事務員 1 名、看護婦 6 名の構成であった。

30 日午前 6 時に汽車にて出発、岡崎で泊。翌 31 日未明より車両に乗り継ぎ、名古屋の被災状況に驚嘆しつつ午後 1 時に一ノ宮を通過、木曽川を船で渡り、籠にて午後 6 時岐阜県庁に至る。岐阜県庁に到着後、相談の上、大垣より 2 里先の大野郡呂久村への出張が決まる。午後 9 時に出発、変更理由は不明だが、翌 11 月 1 日午前 1 時に大野郡古橋村(現瑞穂市)に到着し、徹夜で診療を開始した。その後日赤からの追加の派出員をまつて、関町の仮病院が設けられることとなった。

### 3) 武儀郡関町での医療救護

関町の仮病院は 11 月 5 日午後 2 時より診療開始。その近郷の 20 余の村を合わせて担当することになった。前日 4 日のうちに地元の警察官によって用意された仮病院は、警察署の傍にある藁葺きの仮小屋であったが、11 日には学校に移転となった。いずれも赤十字の旗が掲げられ、入り口には赤十字の提灯と木の表札が掛けられた。

負傷の原因は棟、梁、柱、壁に圧搾されたもので、鋭利なものは少なく、頭部のみ裂傷であった。部位としては腰部以下が最も多く、頭部は少なかった。地震発生後一週間を経過していたこともあり、壞疽、偽膜を形成し、化膿している者など、治療には時間を要したとある。治療や手術では、当初、見物人が多く集まり支障がでることもあった。入院については、人々が不在中の家具財産や自宅にいる老人や乳児を心配して嫌がる傾向があり、状況に応じて自宅療養を許可し、自宅診療も行なったとある。

しかしながら一週間もすると初診の患者は 10 名以下となり、以後の初診は遠方から日赤の評判を聞いてくる患者、あるいは不適切な治療で悪化して訪れる患者となった。そのため 12 月 1 日、地元の医師を監督する医員 1 名残留し、引き上げとなった。最終的には関町にて 278 名を治療した。

### 4) 看護の状況

関町に派遣された看護婦 4 名は、最初の仮小屋では医員とともに病室の一隅で、また学校では用意された看護婦室で寝泊まりした。いずれも健康でよく働き、評判よく、夜も交代して徹夜で看護に従事したとあり、辛抱強く看護を行なったものと思われる。食事などは医員と同様、警察関係者の世話になった。

入院患者の衣食ならびに寝具は自宅より持ち込みであり、できないものは警察署から(病衣は赤十字社より)施された。斜面、離被架、木製副木、便器等いずれも現地での手作りであった。朝方は霜が降りるなど気温の変化が激しかったが、日中の温かいときには入浴、清拭、髭剃りが行なわれた。

### 5) 日本赤十字社と同看護師の評価

関町では到着前より救療所を設けて患者を集めて待っていたこともあり、日赤の仮病院は人気を博し、引き上げには反対の声があがったとある。看護師に対する評判もよかつた。特に警察関係者は人々に日赤による医療救護は皇后の思し召しであること、日本赤十字社の由来などを語って聞かせ、人々は大変感謝して喜んだとある。

※紙面の都合上、記事の出典を省略した。

